

議題 1 福津市国土強靱化地域計画の改定について

1. 諮問

福津市国土強靱化地域計画について（諮問）

2. 国土強靱化とは

- （1）日本で起きる災害の例
- （2）災害に強い国づくり（国土強靱化）とは
- （3）国土強靱化の取組
- （4）国土強靱化推進の枠組み

3. 計画改定スケジュール

想定スケジュール

4. 国土強靱化地域計画（改定版）

- ・福津市国土強靱化地域計画（改定版）素案
- ・リスクシナリオに対する脆弱性評価結果及び推進方針における検討項目一覧表

8 福危第 3 8 7 号
令和 8 年 8 月 2 1 日

福津市防災会議 会長 様

福津市長 福 井 崇 郎



福津市国土強靱化地域計画について（諮問）

我が国では、近年、地震や台風、局地的な豪雨等による大規模自然災害等が各地で頻発しており、災害への対応について、従前の復旧・復興を中心とした事後対策から、平常時からの事前防災・減災対策の重要性が認識されることとなりました。

このような中、国においては事前防災・減災その他迅速な復旧・復興等に甚大な影響を及ぼす恐れのある大規模自然災害に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり、いわゆる国土強靱化を進めており、本市においても、大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、強さとしなやかさを持った安心・安全な地域や社会の構築に向けた強靱なまちづくりを計画的に推進するため、令和 4 年に「福津市地域強靱化計画」を策定して取り組んでまいりました。

福岡県では、近年発生した「令和 5 年 7 月梅雨前線豪雨災害」、「令和 6 年能登半島地震」などの災害に係る検討・検証結果を踏まえ、令和 8 年 4 月に「福岡県地域強靱化計画」の改定をしており、本市においても「国土強靱化基本計画」及び「福岡県地域強靱化計画」と調和を図りながら、引き続き強靱なまちづくりを計画的に推進するため、福津市地域強靱化計画を改定するにあたり、貴会議の意見を賜りたく、ここに諮問いたします。

あなたと家族の命とくらしを守るために、

すすめよう災害に強い国づくり

きょうじんか

～国土強靱化とは～



内閣官房 国土強靱化推進室

私たちの暮らす日本は多くの災害リスクを抱えています。

日本ではどんな災害が起きる？

地震

震度5以上の地震

12 回/年間※1

風水害

1時間に50ミリ以上の雨

330 回/年間※2

火山噴火

活火山※3の数

111



こんなことが起きるなんて怖いな。でも、どうしたら防げるんだろう…

災害が起きるとどうなる？

地震・津波・火災・家屋倒壊で
たくさんの人が亡くなる



電気や水、食料などの供給が止まり
生活できなくなる



大雨・台風・土砂崩れなどで
家屋が使えなくなる



農地や企業がダメージを受け
国土が荒廃したり国際競争力が低下する



※1：気象庁 令和5年12月地震・火山月報（防災編）より過去10年間（2014年～2023年）の最大震度別の月別地震回数

※2：気象庁 大雨や猛暑など（極端現象）のこれまでの変化 | 全国（アメダス）の1時間降水量50mm以上の年間発生回数より最近10年間（2014年～2023年）の平均年間発生回数

※3：気象庁 活火山とは | 「活火山」の定義と活火山数の変遷より

02 災害に強い国づくり（国土強靱化）とは

国土強靱化とは、地震や津波、台風などの自然災害に強い国づくり・地域づくりを目指す取組のことです。

強靱化しないと…

災害が
起きた
とき

被害が大きい



なかなか回復しない



復興
するとき

強靱化すると…

被害が少なくて済む



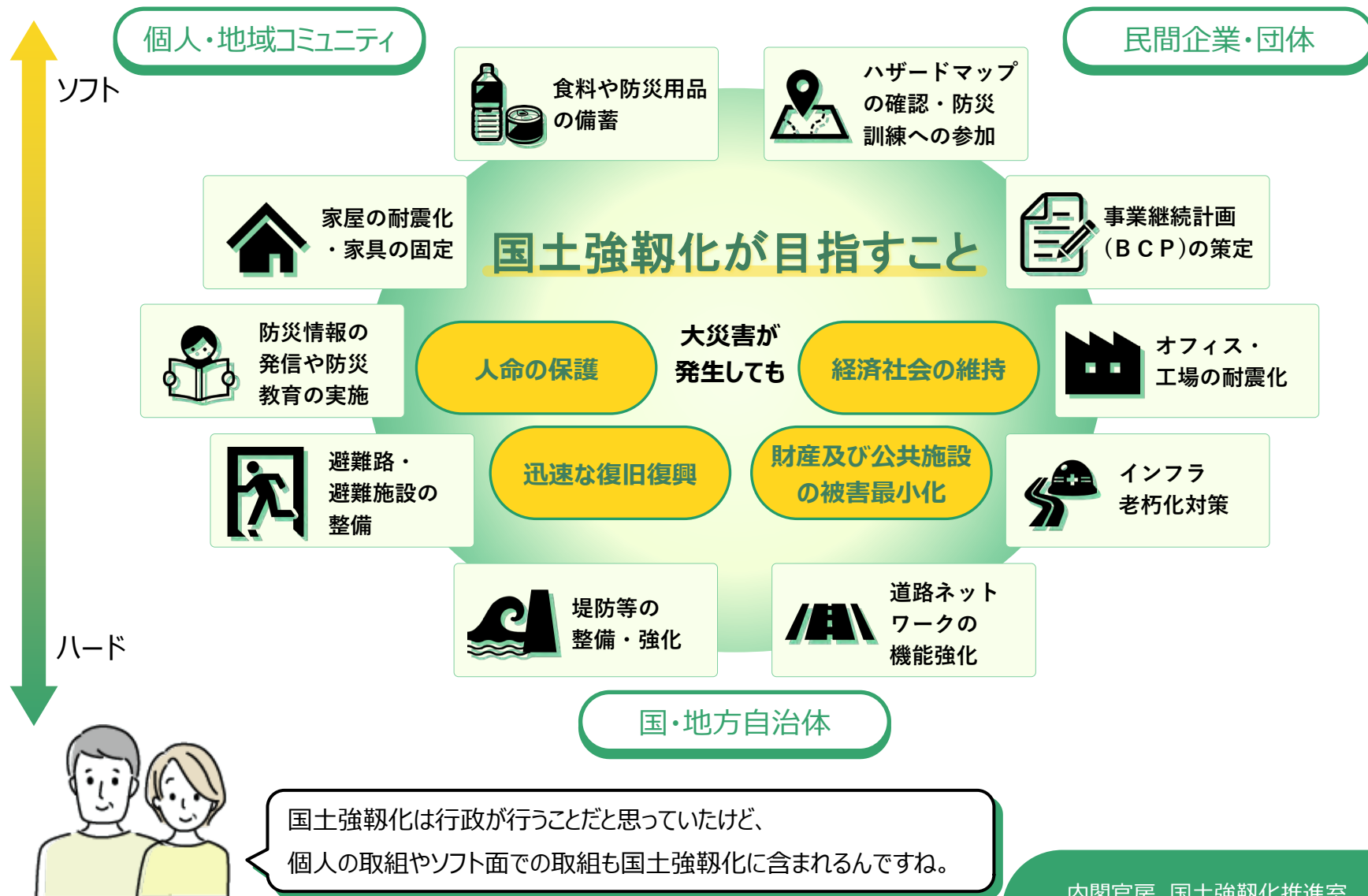
すみやかに回復する



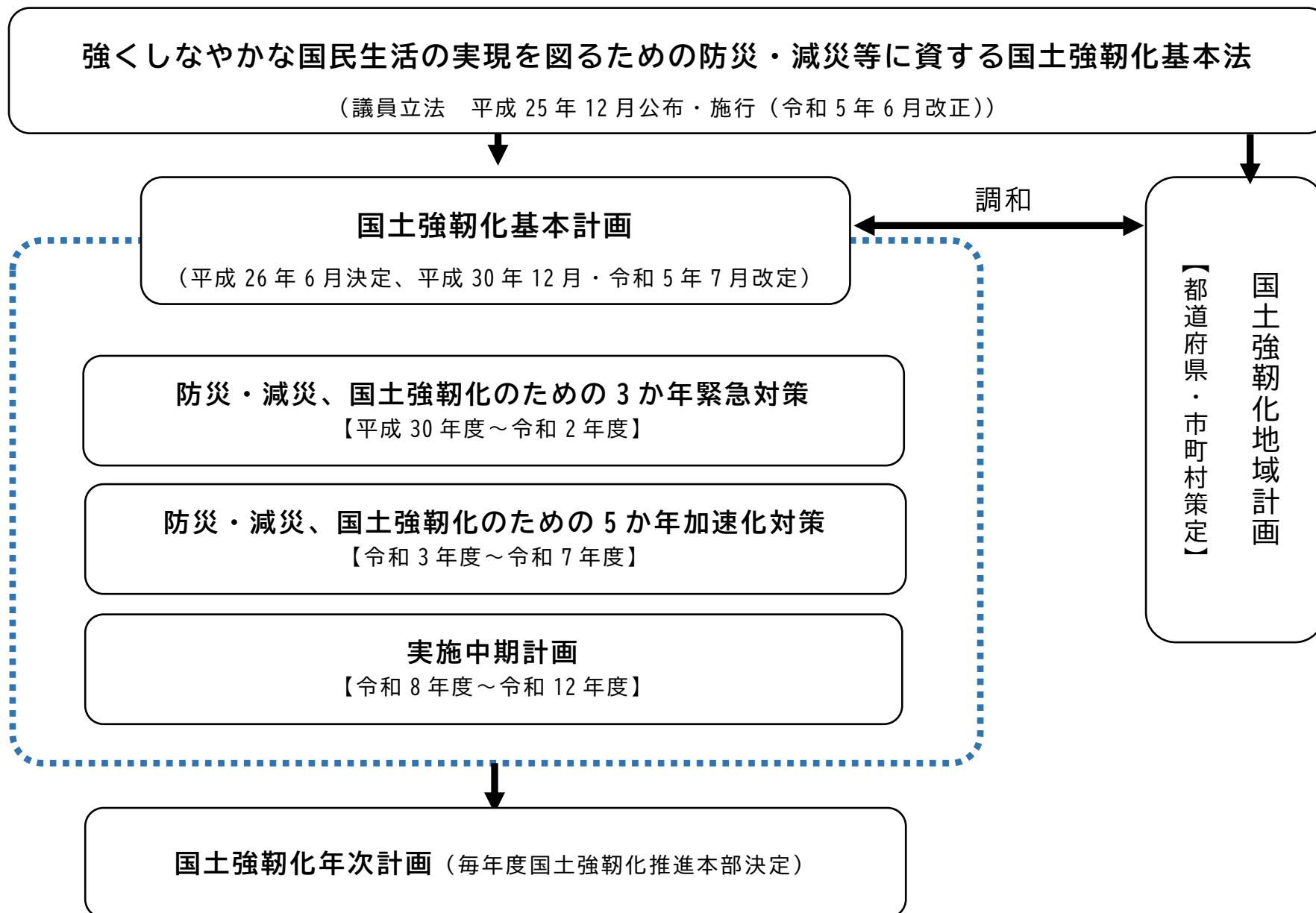
事前に対策しておくで、被害を抑えられるだけでなく、復興するのも早いんだね！

国土強靱化はとても幅広い概念です。

行政だけでなく企業・地域・個人での取組や、ハード面だけでなくソフト面の取組も国土強靱化に含まれます。



(4) 国土強靱化推進の枠組



3. 計画改定スケジュール

(1) 想定スケジュール

① 8月21日（金）：市防災会議

- ・国土強靱化の説明
- ・国土強靱化地域計画（改定版）素案の説明、意見聴取

関係機関等へ必要に応じヒアリングを市危機管理課で実施

② 11月：市防災会議 ※日付未定

- ・国土強靱化地域計画（改訂版）素案の説明、意見聴取
（※パブリックコメント前の計画策の作成）

パブリックコメント実施

③ 令和9年2月：市防災会議 ※日付未定

- ・パブリックコメントに対する市民意見報告
- ・意見に対する対応方針の協議、及び必要に応じた計画案の修正
- ・計画案を市長へ答申

福 津 市

国 土 強 靱 化 地 域 計 画

令 和 〇 年 〇 月

福 津 市

はじめに

別途修正

目 次

第1章 国土強靱化の基本的な考え方	1
第1節 計画の基本事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2
第2節 国土強靱化に向けた基本目標	3
1 基本目標	3
2 基本的な方針	3
第3節 福津市の地域特性	13
1 自然的条件	13
2 社会的条件	15
第4節 福津市の被害想定	18
1 対象とする災害	18
2 災害履歴	18
3 災害危険性	19
第2章 起きてはならない最悪の事態に対する脆弱性評価及び推進方針	25
第1節 事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態の設定	25
第2節 施策分野の設定	27
第3節 起きてはならない最悪の事態に対する脆弱性評価及び推進方針	30
第3章 計画の推進と進捗管理	70
第1節 計画の推進体制	70
第2節 計画の進捗管理	71

第1章 国土強靱化の基本的な考え方

第1節 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

我が国では近年、地震や台風、局地的な豪雨等による大規模自然災害が各地で頻発しており、災害への対応について、従前の復旧・復興を中心とした事後対策ではなく、平常時からの事前防災・減災対策の重要性が認識されることとなりました。

このような中、国においては、事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興等に甚大な影響を及ぼす恐れのある大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを進めるため、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）を施行、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」（以下、「国基本計画」という。）を閣議決定（平成 30 年 12 月及び令和 5 年 7 月に変更）し、福岡県においては、平成 28 年 3 月に「福岡県地域強靱化計画」（以下、「県地域計画」という。）を策定（令和 4 年 3 月及び令和 8 年 4 月に改定）しています。

これらを踏まえ、本市においても、大規模自然災害等から市民の生命・財産を守り、強さとしなやかさを持った安全・安心な地域や社会の構築に向けた強靱なまちづくりを推進するための施策に関する基本的な計画として、「福津市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を令和 4 年 12 月に策定、令和 〇年〇月に改定しました。

2 計画の位置づけ

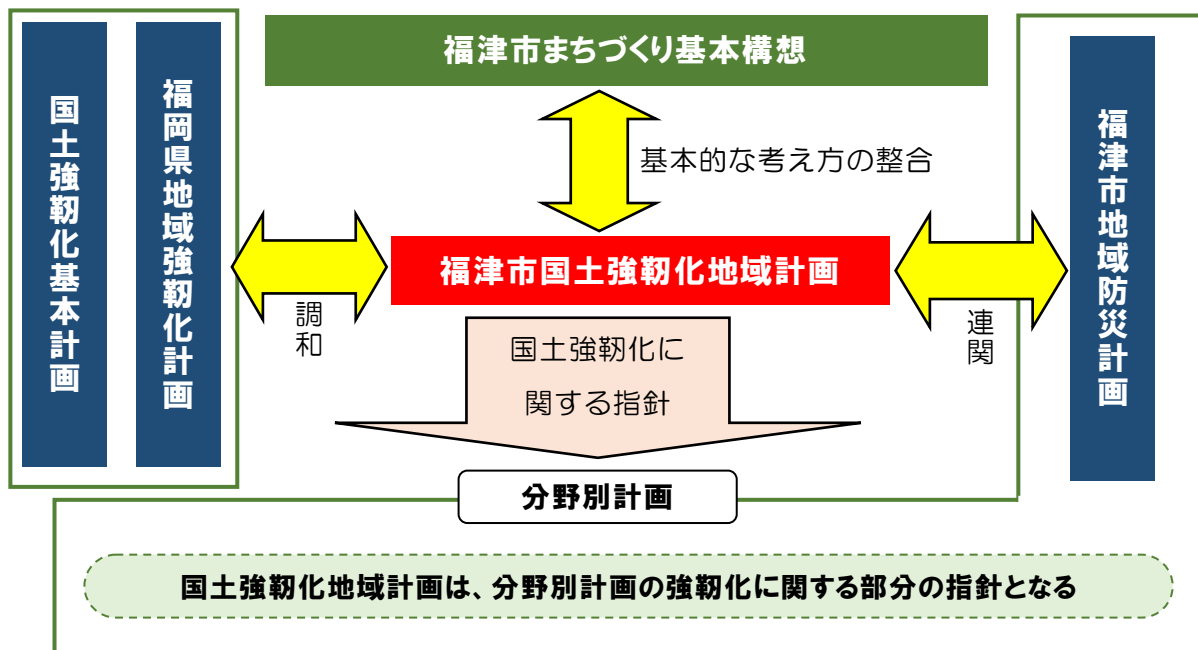
本計画の法的位置づけは、基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、基本法第 14 条に基づき、国基本計画と調和を保つ計画とします。また、県地域計画が本市を包含する県全域に係る計画であることから、同計画とも調和を保ち、役割分担を図るものとします。

本計画と「福津市まちづくり基本構想」（以下「基本構想」という。）との関係は、基本的な考え方の整合を図るものとし、市まちづくり計画の構成における位置づけは、基本構想と各分野別計画との間に位置し、地域の強靱化に関する分野において、各分野別計画の指針となる計画として、互いをつなぐものと

します。

なお、本市では災害対策に関する総合的かつ基本的な計画として、災害対策基本法に基づく「福津市地域防災計画」を策定していますが、同計画は、災害の種類ごとに事前予防対策から災害発生時の応急対策、復旧・復興対策までを網羅した内容であることに対し、本計画は自然災害における事前防災・減災対策に焦点を当てた内容となり、両計画は互いに連関しながら地域の防災力の向上を図るものとします。

【国土強靱化地域計画の位置づけ】



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和9年度から令和13年度までとし、その後は概ね5年ごとに見直すことを基本とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や新たな自然災害の発生、施策の進捗、国基本計画及び県地域計画の動向等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

第2節 国土強靱化に向けた基本目標

1 基本目標

本計画の基本目標は、国基本計画や県地域計画との調和を図り、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進し、大規模自然災害等から市民の生命・財産・暮らしを守るため、次のとおり設定します。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧・復興

2 基本的な方針

国基本計画及び県地域計画と調和を図るため、両計画が掲げる基本的な方針に準じる事を基本に、地域の特性を踏まえ、以下の方針に留意し地域の強靱化を推進します。

(1) 市民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理

巨大災害リスクの切迫や機構機器の深刻化等、地域の持続性を脅かす危機に備え、市民の生命と財産を守るため、防災インフラの整備・管理を戦略的に推進します。

① 被害を最小に抑え、地域経済を支える防災インフラの整備

- ・ 事後的に復旧を行うよりも少ない投資で大きな効果をもたらす「事前防災」を計画的に実施するため、河川・ため池、砂防・治山、海岸等の国土保全のための防災インフラの充実・強化を着実に推進します。
- ・ また、自然災害によって被災した防災インフラの原形復旧のみでは再度災害の防止が十分でない場合において、被災箇所を含む一連区間で施設の機能向上を図る改良復旧を行うなど、状況に応じた適切な対応を図ります。

② 予防保全型メンテナンスへの本格転換など防災インフラ施設の老朽化対策

- ・ 施設に不具合が生じてから対策を行う「事後保全型」から、損傷が軽微な早期段階での手当てによって施設を長寿命化させる「予防保全型」への

本格転換によりライフサイクルコストの低減を図るとともに、広域的な観点から複数の分野のインフラを群として捉え、官民連携や新技術・デジタルの活用によりメンテナンスを効率化・高度化するなど、戦略的なインフラマネジメントを進めます。

③ 既存の防災インフラにおける操作の高度化・効率化

・水門・樋門等の自動化・遠隔化等を有用な技術として確立・発展させるため、事例が今後蓄積されていく過程において分析・検証を行うなど、防災インフラの操作の高度化・効率化を進めます。

④ 避難所としても活用される学校施設等の環境改善・防災機能の強化

・地域コミュニティにおける災害対応の拠点として重要な役割を果たしている小学校の校舎や公園・緑地等の施設について、避難所としての機能をより一層高めるため、トイレ等の整備やバリアフリー化等の環境改善を図るとともに、耐震化や浸水対策等の防災機能の強化を推進します。

⑤ 自然環境が有する多様な機能の活用

・市民が子育て時や老後も住み続けたいと思う故郷の風景を残せるよう、自然環境が有する多様な機能を活用・保持し、地域住民を始めとする多様な主体の参画によって持続可能で魅力ある地域づくりに貢献するグリーンインフラの取組を積極的に推進します。

⑥ 建設・医療をはじめ地域強靱化に携わるあらゆる人材の育成、防災体制・機能の拡充・強化

・地域を支え、平時のみならず、災害発生時においても重要な役割を果たしている建設・医療等の地域強靱化に携わる分野で働く人材の確保・育成を積極的に進めます。

(2) 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

国際情勢の複雑化に加え、グローバル化の進展やテクノロジーの発展、産業基盤のデジタル化・高度化といった社会経済構造の変化に対応し、自然災害発生時においても、交通・通信・エネルギー等の機能が一体的に安定して発揮できるよう、相互関連性も踏まえつつ、ライフライン全体の強靱化を図ります。

① 壊滅的な損害を受けない耐災害性の高い構造物補強

・地震・洪水等の自然災害発生時に直接死を最大限防ぐため、多くの市民が利用する公共施設・民間施設において、想定される外力に対し、基準に即した適切な設計・施工・維持管理が確保されるよう取組を進めます。

- ・災害時に拠点となる避難所や病院など重要施設に係る上下水道施設の一体的な耐震化が進むよう、上下水道事業者による取組を推進します。

② 人員の避難・物資の輸送の強化・複数経路の確保・防災拠点の整備

- ・孤立集落の発生を回避し、災害発生時に被災地への人員・物資の輸送が迅速に行えるよう、過去に発生した災害等も参考に、道路、鉄道等の各種交通ネットワークにおける耐災害性の強化及び同ネットワーク間での代替経路の整備を進めます。

- ・また、災害時でも確実に機能する拠点がなければ、確実な避難や必要な人員・物資の輸送は困難であるため、各種交通ネットワークと一体となって機能する防災拠点等の整備を進めます。

③ 予防保全型メンテナンスへの本格転換などライフライン施設の老朽化対策

- ・防災インフラと同様に、施設に不具合が生じてから対策を行う「事後保全型」から、損傷が軽微な早期段階での手当てによって施設を長寿命化させる「予防保全」への本格転換によりライフサイクルコストの低減を図るとともに、広域的な観点から複数の分野のインフラを群として捉え、官民連携や新技術・デジタルの活用によりメンテナンスを効率化・高度化するなど、戦略的なインフラマネジメントを進めます。

④ 災害発生時にも安定的な通信サービスを可能な限り確保

- ・大規模災害発生時に、市民の多くが携帯端末により避難行動に必要な情報を入手し、また被災者自身も情報発信することが定着しつつあることから、電力・通信施設の耐災害性の向上や自家発電等非常用電源の確保、燃料の調達等を進めるほか、多様な通信手段の確保を図るなど、災害時においても可能な限り通信サービスを維持するための取組を推進します。

⑤ 災害や海外情勢の変化にも強靱なエネルギー・食料の安全保障と水の安定供給

- ・有事を見据え、再生可能エネルギーや蓄電池等の活用等を通じた自立・分散型システムの導入、再生可能エネルギーの導入を見据えた次世代ネットワークの構築等、エネルギー供給全体の安定化につながる取組を推進します。

- ・また、気候変動に伴う雨や雪の降り方の変化や、農作物の種類・品種・栽培管理技術等の変更に伴う水利用の変化に対応するため、貯水・送水システムの改善や、農業用水・工業用水・生活用水を同時に供給する取水施

設等の強靱化に向けた取組を推進します。食料に関しては、農業用水の確保に加え、持続可能な食料供給の仕組みの構築等を推進します。

(3) デジタル等新技術の活用による地域強靱化施策の高度化

デジタルが持つ、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させる力を最大限活用し、地域が直面する災害への対応力を強化する。また、個人の価値観やライフスタイルの多様化、情報格差の拡大等を背景に複雑化する社会状況も踏まえ、デジタル技術になじみの薄い高齢者や障がい者など、デジタル化の恩恵を受けられない人を生まないように、きめ細やかな取組を一体で推進します。

- ① 事前防災・地域防災に必要な情報の創出・確度向上・デジタルでの共有
 - ・河川や内水の氾濫・津波・高潮・土砂災害・地震等に関する地域の防災情報について、遠隔監視システムや観測網の整備・強化、被災実績や被害想定等を踏まえた最新のデータへ更新し、確度の向上を図るほか、個人や企業が自ら行動できるよう、ハザードマップを視覚的にわかりやすい形で生成し、デジタルデータで配信するなど、防災情報の高度化を進めます。

- ② 被災者の救援救護や災害時の市民との情報共有にデジタル（ロボット・ドローン・AI等）を最大限活用
 - ・発災直後、人命救助の観点から貴重な情報となるヘリやドローンによる空撮映像等の災害関連情報の収集について、一層の迅速化・効率化を図るほか、人が立ち入ることが困難な場所での救出活動や情報収集等を迅速かつ効率的に行うため、災害現場におけるロボットやAI、IoT等の活用を図るなど、消防や防災分野のDXを推進します。
 - ・また、被災地で食料・飲料水等の生命に関わる物資供給を確実かつ円滑に行うため、輸送オペレーションのデジタル化を推進します。市民との情報共有にあたっては、情報弱者に陥りやすい高齢者・障がい者に対して十分に配慮し、位置情報や音声読み上げ機能、プッシュ型の情報受発信システムを活用するなど、デジタルを用いた支援を推進します。

- ③ 災害時における個人確認の迅速化・高度化
 - ・発災直後の混乱した状況における被災地の市民の安否確認等、個人確認を迅速かつ正確に行うため、マイナンバーカードを始めとするデジタル等新技術の活用を推進します。

- ④ デジタルを活用した地域の安全・安心の確保

- ・地域の豊かさと都市の利便性が融合した「地域生活圏」の形成において、建築BIM、3D都市モデル（PLATEAU）、不動産IDを一体的に進める建築・都市のDX等により防災まちづくりや老朽化対策を進めるなど、デジタルの徹底活用を通じて、人々が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進します。

⑤ 災害時にもデータを失うことがないよう分散管理

- ・社会経済活動を営む上で必要となる、日常的に蓄積・活用されているあらゆるデータが大規模災害によって損失し、復旧困難となることで、発災後に社会経済に大きな混乱が生じないように、データの特性やセキュリティ等を勘案の上、クラウド技術やオフラインの記録メディアの活用を含めた分散管理を推進します。

⑥ デジタルを活用した交通・物流ネットワークの確保

- ・災害に伴う大規模な車両滞留の発生や長時間の通行止めによる死傷者の発生を防ぐため、AIやIoT等を活用した迅速な情報収集体制を強化し、冬期道路交通の確保や躊躇ない通行止め等を推進するなど、デジタルを活用した交通・物流ネットワークの確保を推進します。

⑦ その他様々な地域の課題をデジタルで解決

- ・都市部、中山間地域を問わず、災害時にも使い慣れたツールとして機能するように、平時からデジタルを活用した情報共有ツールの普及を促進します。

(4) 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化

市民の多様化する価値観に即し、地域が直面する災害リスクに対応するため、市の適正な連携、補完関係を強化するとともに、民の力を最大限発揮し、官民の多様な主体の連携・共働による取組を推進します。

① 市内におけるサプライチェーンの複線化や工場等の分散など災害等に強い産業構造

- ・大規模地震の切迫性の高まりや新型コロナウイルス感染症拡大等を背景に、人口が密集する都市のバックアップ機能の整備や、生産拠点の国内回帰・他拠点化等のサプライチェーンの強靱化の重要性が高まっている現状を踏まえ、行政はもとより、企業による自主的な防災減災投資や事業継続計画（BCP）の策定が促進されるよう、適切な支援を行います。

- ・また、非常時のエネルギー供給や在庫管理等について、デジタル技術を活用したサプライチェーンの可視化等により、企業間の連携強化を促し、

災害等に伴う情勢変化に迅速かつ柔軟に対応可能な産業構造への転換を進めます。

② 民間施設でも早期に強靱な構造物へ補強等が可能な支援

- ・行政施設の耐震化等を進めるとともに、緊急輸送道路等の沿岸建築物の耐震化について、国の支援や容積率緩和制度の活用等により、耐震診断とその結果を踏まえた対策を促進するほか、災害を受けるリスクの高いエリアからの移転や災害に強い市街地形成等を促進します。
- ・その際、巨大災害リスクの切迫や気候危機の深刻化等、地域の持続性を脅かす危機に備えることはもとより、市民一人一人がゆとりをもって自身の生命と財産を守る冗長性ある社会を形成することも推奨します。

③ 民間施設においても適切な情報伝達と早期避難が可能な支援

- ・行政施設はもとより、多数の利用者が出入りする民間施設においても、災害発生時に適切な情報伝達と早期避難が可能となるよう、アナウンスも含めた日頃の避難訓練や避難経路の確認等の備えに対し、必要な支援を行います。

④ 非常電源設備を始め民間施設のライフライン確保へ支援

- ・浸水リスクの高い区域にある施設に設置された非常用電源、データサーバー等の高階層への移設や、大規模地震の際に破断しにくい電線・水道管への改良など、施設のライフラインを確保するために必要な対策について、行政施設における取組を推進するとともに、民間施設に対し必要な支援を行います。
- ・あわせて、地震に伴う電気火災防止対策等を推進するなど、施設の安全性向上のための取組を推進します。

⑤ 防災投資や民間資金活用・公共性の高い民間インフラの維持管理など官民連携の強化

- ・地域強靱化の分野における民間の資金や人材、技術、ノウハウ等の活用を推進するため、被害予測等の情報提供を徹底するなど、地域強靱化に資する自主的な民間の投資を誘発する仕組みを構築します。
- ・また、大規模物流拠点や宅地開発等について、災害を受けるリスクの高いエリアからの移転や災害に強い市街地形成を促進するため、規制やインセンティブ等について検討し、防災機能強化の観点に配慮して、民間投資を促進します。

⑥ 企業体としての社員に対する防災教育の充実

- ・企業・団体が行う社員や資産を守るための防災教育は、市全体の地域強

靱化にも通じることから、優良事例の紹介等を通じて取組を促進します。

・また、企業・団体のほか、地域住民、コミュニティ、NPO 等の各主体が実施する自助・共助の取組が効果的で持続的なものとなるよう、実践的な訓練・教育、リスクの見える化、平時からのコミュニティの活力維持等の取組に対し支援を行います。

⑦ 医療の事業継続性確保の支援

・大規模災害が発生し、負傷者の大量移送が困難な状況下においても、初動から応急復旧の各段階で救急医療や被災者の心身のケア等の医療を提供できるよう、医療コンテナ等の活用を図るなど、医療の事業継続性確保に向けた取り組みに対し、必要な支援を行います。

(5) 地域における防災力の一層の強化

今後予想される人口減少、少子高齢化の加速等、地域の持続性を脅かす危機に対し、地域の資源を総動員して、地域の力を結集し、地域全体でつなぎ合わせ、高齢者・障がい者・こども等のあらゆる人々が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進し、地域における防災力の一層の強化を図ります。

① 避難生活における災害関連死の最大限防止

・近年発生した災害においても被災者が避難生活を送る中で体調が悪化し、最悪の場合、命を落とすケースもあるため、災害用トイレや簡易ベッドの活用、間仕切り用パーティションやテントによるプライバシーの確保、トレーラーハウス・コンテナハウスを活用した応急仮設住宅の確保等、過去の災害経験から得られた知見を踏まえつつ、被災状況に応じた避難所や仮設住宅の環境改善を図ります。

② 地域一体となった人とコミュニティのレジリエンスの向上

・地域の防災力の向上に当たっては、地域強靱化の担い手である市民一人一人が、市民同士あるいは行政と双方向でコミュニケーションを行うことを通じて身近な地域コミュニティを強化することが重要です。このため、定期的に行われる防災訓練を始めとする地域で市民が参加するイベント等も活用し、行政と市民等が直接コミュニケーションを図る機会を増やすなど、常日頃から顔の見える関係構築を図るとともに、具体的な連携方策について議論できる体制の確保を促進します。

・市民自らが主体的に地域強靱化について考え、災害によるストレスへの対処法を知り、レジリエンスを高めるとともに、地域社会・行政機関・企

業・団体等におけるリーダーや地域防災力の中核である消防団員、防災分野の専門家、研究者等を育成・確保する必要があります。

- ・このため、男女共同参画など幅広い市民の参画の視点にも留意しつつ、防災・減災に関する情報発信や地域づくりを目的として整備された拠点等も活用しながら、災害から得られた教訓・知識を伝承・実践する活動を市全体の運動としてより一層推進します。

- ・また、地域住民一人一人が自ら率先した避難行動をとり、また災害から命を守るために地域で支え合えるよう、地域ごとの防災マップや風水害に備えるタイムラインの作成を推進します。

③ 地元企業やNPO等の多様な市民セクターの参画による地域防災力の向上

- ・地方公共団体と地域の民間事業者との双方向のコミュニケーションが積極的に行われるよう、地域強靱化に関する情報提供や啓発を行うとともに、地域に密着した公益的企業を防災力強化の担い手として位置付けるなど、地域防災力の向上に資する地元企業やNPO等の多様な主体の活動を積極的に支援します。

④ DEI（多様性・公平性・包摂性）の観点を踏まえたSDGsとの協調

- ・地域強靱化の取組において、SDGsで定めた社会課題の一つである性別や世代、障がいの有無等の違いを有する多様な人々がお互いを認め、一体感を持った取組が進むよう、DEIを踏まえたあらゆる取り組みを推奨し、支援します。

⑤ 男女共同参画・女性の視点に立った防災・災害対応・復旧復興の推進

- ・地方公共団体の防災組織や、災害発生時の初動を行う災害対策本部への女性登用をより一層促進するほか、地域の自主防災組織への女性参画について女性の意見をより丁寧に聞く場を設けるなど、平時のBCP策定や防災対策、災害時の初動対応や避難生活、復旧復興の各段階に女性の視点が十分盛り込まれるよう必要な取組を進めます。

⑥ 高齢者・障がい者・こども等の要配慮者へのデジタル対応を含めた支援

- ・災害発生時の早期避難や避難所における生活において支援を必要とする高齢者や障がい者、こども等の要配慮者に対し、位置情報や音声読み上げ機能、プッシュ型の情報受発信システム等、デジタルを用いた支援を実施し、移動時の補助や必要な物資の供給、心身のケア等、災害時の地域コミュニティの活動の充実を図ります。

⑦ 若者から高齢者まで幅広い年齢層における防災教育・広報と要配慮者を

含めた双方向のコミュニケーション

- ・義務教育のみならず、生涯教育の一環として防災教育を位置付け、地域コミュニティにおける活動の機会等を捉え、幅広い年齢層が防災教育に触れる機会を増やすとともに、その広報に取り組みます。
- ・災害発生時には若者から高齢者まで幅広い年齢層が一体となって避難行動、避難所生活を行うことから、平時における避難訓練を始め、自主防災活動に幅広い世代が参加し、双方向のコミュニケーションの促進が図られるよう支援します。
- ・また、一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する災害ケースマネジメントを促進します。

⑧ 外国人も含めた格差のない情報発信・伝達

- ・市在住の外国人や訪日外国人が、必要な情報を得られなかったために被災することのないよう、多言語による情報発信・伝達を積極的に行います。また、日本在住の外国人も避難所の運営など被災時の対応を連携して行えるよう、日頃から訓練を共にし、外国人に対しても格差のない災害対応を推進します。

⑨ 地域の貴重な文化財を守る防災対策と地域独自の文化や生活様式の伝承

- ・地域の誇りである貴重な文化財は、復旧復興段階における被災地の心の支え、原動力となるため、歴史的な建築物や美術工芸品等が壊滅的な被害を受けないよう、耐震性・耐火性・防火性の向上を着実に推進します。
- ・また、自然災害からの復興に当たって、地域の復興意欲の創出や象徴となり得る地域独自の文化や生活様式等の伝承に努めながら、防災・減災を意識したまちづくりを進め、地域コミュニティの充実を図る取組を積極的に支援します。

⑩ 地域特性を踏まえた教育機関や地域産業との連携

- ・スポーツや歴史研究等、教育機関による地域と連携した活動が活発化する中、地域の防災・減災をテーマにした取組や、その地域を支える担い手となる青少年を対象とした防災教育に対し支援を行います。
- ・また、自然災害時に地域に根付いた地元企業が避難場所や資機材・物資等を提供する取組が広がっており、平時から地域住民と地域産業との連携・コミュニティ維持を図る取組についても推進します。

⑪ 近傍／遠距離の地方公共団体の交流等を通じた被災地相互支援の充実

- ・近傍の市町村や、同時には被災しにくい遠距離の市町村が相互に締結す

る災害協力協定は、地域強靱化の観点から推奨すべき取組です。このため、必要に応じて協定締結を進めます。

⑫ ハード・ソフト両面の内容の充実

・取組については、地域の特性に応じて、地域住民一人一人の多様性を踏まえた対応が求められることから、ハード対策のみならず、地域コミュニティの強靱化等、ソフト面での対策の充実を図るために適切な支援を行います。

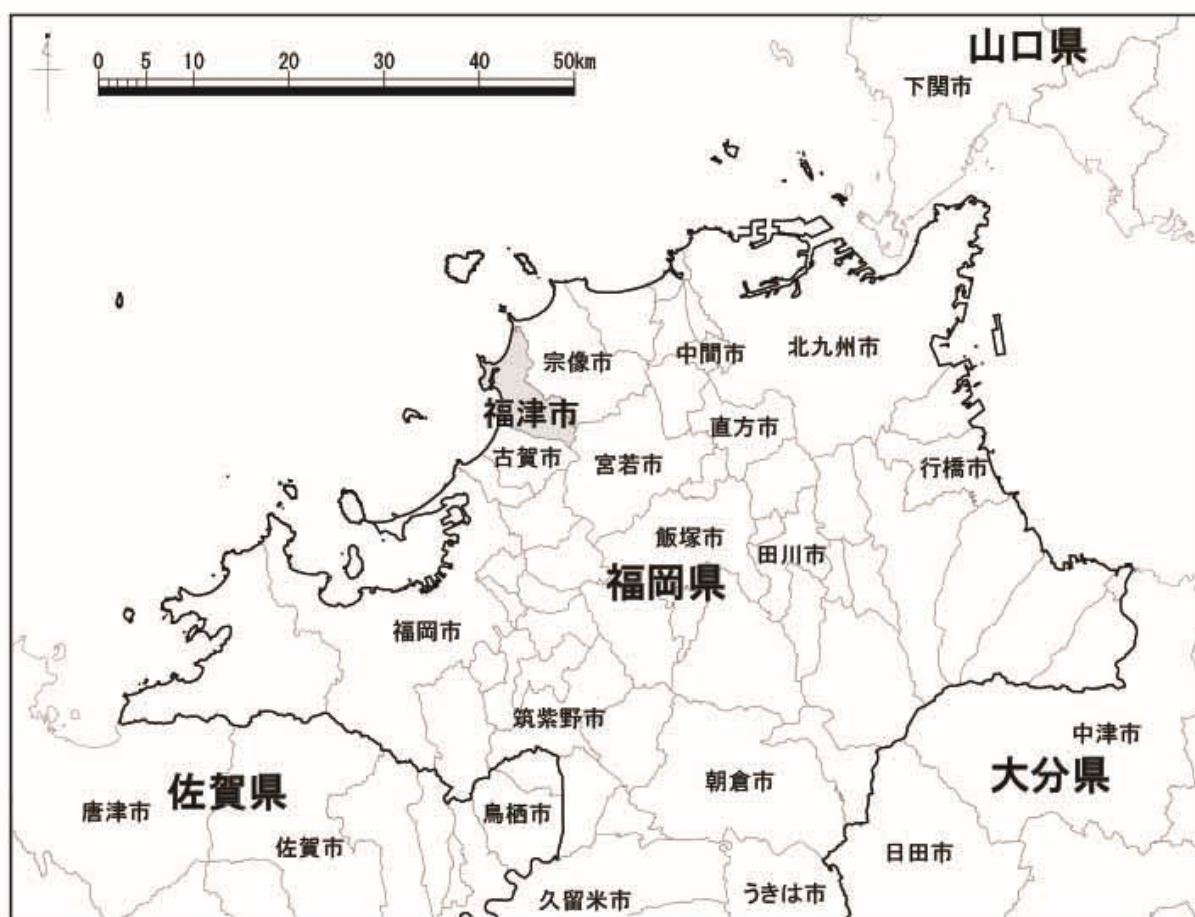
第3節 福津市の地域特性

1 自然的条件

(1) 位置、面積

本市は、福岡県の北部にあり、福岡市と北九州市の間に位置し、北は宗像市、南は古賀市、南東は宮若市、西は玄界灘に面しており、市域面積は52.76km²です。

広域的な交通利便性に富んでおり、交通網は東西にＪＲ鹿児島本線、国道３号が延び、海岸線と並行して国道４９５号が走っています。



(2) 地勢

本市は、西部を玄海国定公園に指定された海岸線と、東部を山林に囲まれた平地で形成されています。海岸線は、渡半島に磯場があるものの、全体的には白砂青松の砂浜となっています。低平地である北側は広大な水田となっており、南側は市街地が形成されています。それらを囲むように、標高 100～300m前後の山々が、東部から北部に連なっており、本木川を源とする西郷川が、中心市街地の中央を東から西に流下し、玄界灘へと注いでいます。

【福津市の主な河川】

級別	水系	河川名	備考
二級河川	釣川	八並川	水位周知河川
二級河川	西郷川	西郷川	水位周知河川
二級河川	西郷川	大内川	
二級河川	西郷川	本木川	
二級河川	手光今川	手光今川	

(3) 気象

対馬海流の影響を受け、気候は冬季でも比較的温暖で準無霜地帯であり、平均年間降水量はおよそ 1,700mm 弱となっています。

降水量は、例年 6 月中旬から 7 月中旬にわたる梅雨期に多く、また、7 月から 10 月にかけて台風が九州に上陸し、暴風、高波、大雨・洪水が発生することもあります。

【福津市の気象（平年値）】

月	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (hr)	降水量 (mm)
1 月	5.8	9.7	1.7	2.5	100.1	85.7
2 月	6.5	10.7	1.9	2.5	118.2	76.3
3 月	9.4	13.9	4.4	2.5	159.3	119.1
4 月	13.8	18.8	8.6	2.4	185.4	134.4
5 月	18.4	23.5	13.4	2.2	200.6	137.0
6 月	22.2	26.4	18.6	2.2	139.9	230.2

月	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (hr)	降水量 (mm)
7月	26.2	29.8	23.1	2.2	178.8	302.4
8月	27.0	31.0	23.8	2.2	209.0	177.1
9月	23.3	27.4	19.7	2.1	164.8	150.7
10月	18.0	22.7	13.4	2.0	173.1	84.9
11月	12.7	17.5	7.9	2.0	134.4	91.2
12月	7.8	12.1	3.3	2.3	106.5	76.2
全年	15.9	20.3	11.6	2.3	1,870.1	1,665.2

資料：気象庁「気象統計情報」宗像地域気象観測所（アメダス）

（注）統計期間は 1991～2020 年の 30 年

【台風の平年値】

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
発生数	0.3	0.3	0.3	0.6	1.0	1.7	3.7	5.7	5.0	3.4	2.2	1.0	25.1
接近数				0.2	0.7	0.8	2.1	3.3	3.3	1.7	0.5	0.1	11.7
上陸数					0.0	0.2	0.6	0.9	1.0	0.3			3.0

資料：気象庁「気象統計情報」

（注）平年値は、1991～2020 年の 30 年平均

（注）日本への接近は 2 ヶ月にまたがる場合があり、各月の接近数の合計と年間の接近数とは必ずしも一致しない。

（注）端数処理により、各月の平年値の合計と年間の平年値とは必ずしも一致しない。

2 社会的条件

(1) 人口

本市の人口、世帯数（令和 8 年 3 月末現在）は 69,528 人、31,197 世帯であり、福岡駅東土地区画整理事業等の効果に伴い、人口、世帯数ともに継続的に増加しています。

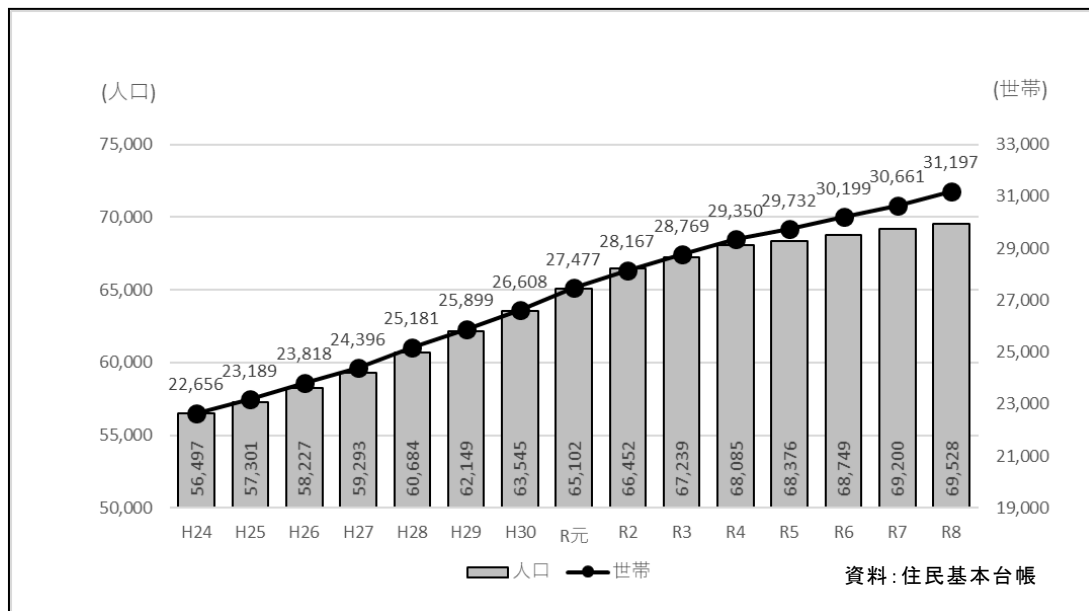
一方で 65 歳以上の老年人口は全体の 27.3%を占め、超高齢社会であることを示しています。

【福津市の人口（令和 8 年 3 月末現在）】

人 口	69,528 人（男性 32,921 人 女性 36,607 人） （年少人口 11,392 人 生産年齢人口 39,163 人 老年人口 18,973 人）
世 帯 数	31,197 世帯
高齢化率	27.3%

資料：住民基本台帳

【福津市の人口推移（毎年 3 月末時点）】



(2) 土地利用の状況、変遷

土地の利用状況を地目別に見ると、宅地が 21%、田や畑等の耕地が 41%、山林・原野が 31%となっています。

福岡地域の経済の中核を担う福岡都市圏の一都市として、昭和 40 年代の高度経済成長期から近年にかけて宅地化が著しく進み、土地利用の変遷を見ると、昭和 30 年代（3.7km²）から現在（7.6km²）の約 60 年間で宅地・市街地面積が約 2 倍増加しています。

特徴として、従来の水田や山林・原野として利用されていた土地が、徐々に宅地や都市基盤施設に変化していく傾向が読み取れます。

これは、市街化の進展とともに洪水調整の機能を持っていた水田、山林等

の減少につながり、河川自体の治水能力は強化されてきているものの、内水の浸水に対して危険度が増していることを示しています。

【土地利用変遷の状況（単位：％）】

土地利用区分	昭和 30 年	昭和 50 年	平成 25 年	平成 29 年	令和 5 年
水 田	30	25	26	25	24
畑・桑畑・果樹園	8	20	17	16	16
宅 地	7	16	20	21	22
山林・原野	51	35	31	31	31
交通用地・その他	2	3	-	-	-
河川・湖沼・ため	2	2	-	-	-
雑種地	-	-	6	7	7

資料：昭和 30 年代、昭和 50 年代は国土交通省国土地理院発行の 2 万 5 千分の 1 の土地利用図を参考に、旧版地形図の読図による。

平成 25 年、平成 29 年、令和 5 年は福岡県統計年鑑による。

（注）合計値は四捨五入の関係上必ずしも 100 とはならない。

第4節 福津市の被害想定

1 対象とする災害

市民生活や経済活動に影響を及ぼす災害・リスクとしては、大規模な事故やテロ、原子力等も想定されますが、本計画では、基本法に規定され、また国基本計画及び県地域計画に掲げる大規模自然災害を前提とし、うち本市において災害発生の可能性がある風水害、地震災害、津波・高潮災害を対象とします。

2 災害履歴

(1) 風水害

本市の風水害は、昭和時代以降で見ると、昭和 28 年の豪雨災害が最も被災規模の大きかった災害となっています。風水害の種別としては、豪雨による河川の氾濫、がけ崩れ等の土砂災害が発生しています。

水害に関しては、河川整備が行われる昭和中期頃以前は、豪雨時には西郷川沿いの耕作地に氾濫していましたが、人家等がないため、大きな被害は発生しなかったものと考えられます。その後、人口増加に伴い河川沿いの低地にも宅地が進出してきていますが、西郷川の河川改修整備が進められ、現在のところ西郷川の氾濫にいたるような大規模な水害は発生していません。

本市の近年の災害発生状況を見ると、昭和 55 年に土砂災害が集中して発生しています。発生した土砂災害の種類は、大部分ががけ崩れによる災害で、土石流災害は昭和 56 年以降発生していません。また、令和 7 年 8 月の大雨により、死者 2 名、床上床下浸水 177 戸の被害が発生しました。

災害の分布状況では、土砂災害は山麓部や台地周辺部に多く、住宅地や道路の斜面の崩壊が多く発生しており、被害のほとんどが家屋の一部損壊程度以下となっています。また、河川の氾濫は昭和 28 年の大水害、令和 7 年の水害において床上床下浸水の被害が発生し、西郷川支川の低地周辺部では内水による浸水の危険性を有しています。

(2) 地震災害

福岡県は、日本の中でも地震による被害を受けた経験が少ない地域でしたが、平成 17 年 3 月 20 日の福岡県西方沖地震（マグニチュード 7.0）により、福岡市（震度 6 弱）で甚大な被害を経験しました。本市の被害は、震度 5 弱で、負傷者 1 人（重傷）、家屋の半壊 2 棟、一部破損 33 棟となっています。また、福岡県では福岡管区气象台での有感地震記録によると、明治 37

年の観測開始以来、震度 5 以上を観測したのは、福岡県西方沖地震とその後の地震活動（本市は震度 5 弱）、平成 28 年 4 月の熊本地震（大川市等で震度 5 強、本市は震度 4）、令和 8 年 7 月の熊本地震（大川市等で震度 5 弱、本市は震度 3）の 4 回で、震度 4（昭和 16 年、平成 8 年日向灘、昭和 43 年の愛媛県西方沖、平成 3 年周防灘）を 4 回経験しています。

(3) 津波災害

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、東北地方の太平洋岸を中心に大規模な津波災害が発生しました。

全国的に津波の発生地域を見ると、日本海溝や相模トラフがあるプレート間型の大きな地震が発生する太平洋岸が多く、日本海岸は新潟県沖や北海道南西沖で数件発生していますが、太平洋岸と比較すると少なくなっています。

日本海では、昭和 58 年日本海中部地震や平成 5 年北海道南西沖地震に伴い津波が発生していますが、九州北部海岸で 10 数回の潮位変動が観測されたのみとなっています。一方、周防灘では南海地震等に伴って大分県で数十回の津波が記録されているものの、福岡県沿岸の津波の記録はありません。

また、平成 17 年福岡県西方沖地震においては、津波による被害は起こっていません。

3 災害危険性

本市では、「福岡県地域防災計画」（令和 8 年 4 月修正版）、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成 24 年 3 月、福岡県）、「津波に関する防災アセスメント調査報告書」（平成 24 年 3 月、福岡県）等において、風水害及び地震、津波の災害危険性等を検討しました。

その概要は、次のとおりです。

(1) 風水害

本市において風水害を受ける可能性のある対象は、次のとおりです。

【福津市が風水害により被害を受ける可能性のある箇所】

災害形態	危険区域・箇所	箇所数
水害	重要水防箇所（河川）【県知事管理区間】	4箇所
	重要水防箇所（海岸）【県知事管理区間】	1箇所
	災害危険河川区域	16箇所

災害形態	危険区域・箇所	箇所数
	防災重点農業用ため池	92箇所
	ため池及び頭首工改修箇所	9箇所
土砂災害	砂防指定地箇所	4箇所
	土石流危険渓流	23箇所
	地すべり危険箇所	1箇所
	急傾斜地崩壊危険区域	13箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（自然斜面Ⅰ）	46箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（自然斜面Ⅱ）	98箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（人工斜面Ⅰ）	12箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（人工斜面Ⅱ）	13箇所
	土砂災害(特別)警戒区域 土石流	27箇所
	（ 〃 うち土砂災害特別警戒区域）	（27箇所）
	土砂災害(特別)警戒区域 急傾斜地の崩壊	238箇所
	（ 〃 うち土砂災害特別警戒区域）	（208箇所）
	土砂災害警戒区域 地すべり	1箇所
山地災害	山腹崩壊危険地区（民有林）	13箇所
	崩壊土砂流出危険地区（民有林）	13箇所
水害、土砂災害等	道路危険箇所	15箇所

資料：福岡県地域防災計画（資料編Ⅱ 災害危険箇所一覧）（R7.4）

また、福岡県は水防法の改正（平成 27 年 5 月）に基づき、洪水予報河川や水位周知河川、洪水予報河川や水位周知河川以外の想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水する範囲や浸水深を示した洪水浸水想定区域図を公表しました。本市域では水位周知河川として八並川（平成 30 年 4 月公表）、西郷川（平成 31 年 3 月公表）、洪水予報河川や水位周知河川以外の河川として手光今川（令和 4 年 5 月公表）・大内川・本木川（令和 3 年 5 月公表）が該当します。

(2) 地震災害

別途修正

地	9
震	2
最	3
大	1
余	9
	0
延	0
	0
以	0
	3
三	3
初	0
	1
	1

別途修正

(3) 津波災害

福岡県では、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づき、津波浸水想定を実施し、津波の区域（浸水域）と水深（浸水深）を公表しています。

平成 28 年 2 月に福岡県が公表した津波浸水結果において、本市は西山断層による津波で最高津波水位が 3.8TP（東京湾平均海面）m、最高津波到達時間が 8 分、影響開始時間が 1 分と予測されています。

【福津市の津波影響開始時間、最高津波水位、最高津波到達時間（玄界灘沿岸）】

「日本海における大規模地震に関する調査検討会」の想定地震津波 (F60:西山断層)					
影響開始 時間(分)	最高津波 水位(TPm)	最高津波到達 時間(分)	建築物被害棟数 (棟)		人的被害 (死者数)
			全壊	半壊	
1	3.8	8	0	1	0

※留意点

- ・影響開始時間は、初期水位から 20cm 上昇する時間とし、各市町の主要地点における最短のものを用いています。
- ・最高津波到達時間は、各津波のうち、最高津波水位となるものの到達時間を採用しました。
- ・津波が高くなる波源と、早く到達する波源は必ずしも同じでないため、市町によっては影響開始時間として採用した波源と、最高津波水位として採用した波源で異なることがあります。

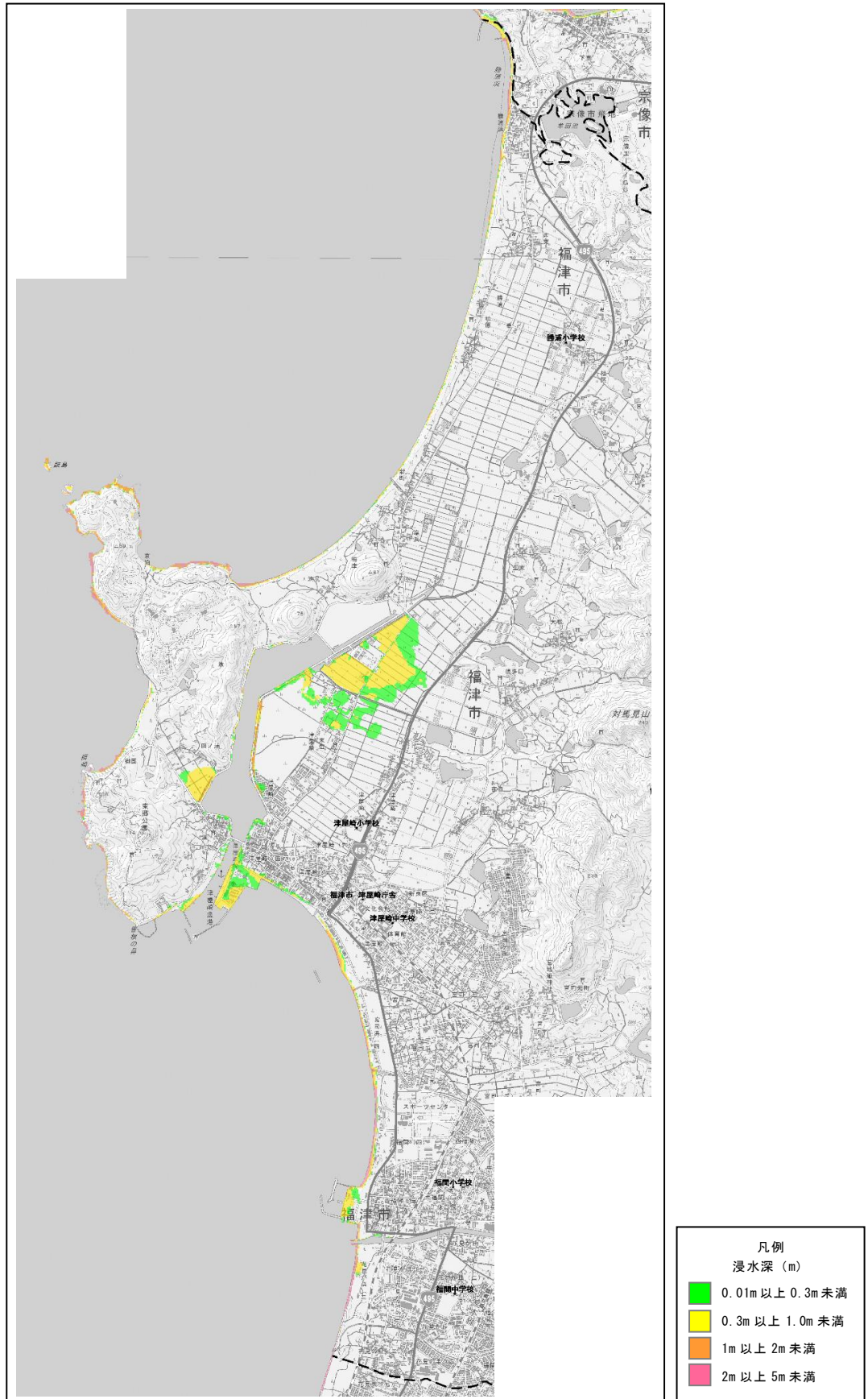
また、福岡県は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項に基づき、津波災害警戒区域を平成 30 年 3 月に指定しており、本市の沿岸部も同区域に指定されました。

(4) 台風による高潮災害

台風の経路別にみると、台風が本市の東側を通過する場合に北よりの風の吹き寄せ効果により、玄界灘沿岸で高潮の発生する恐れがあります。

福岡県は水防法の改正（平成 27 年 5 月）に基づき、平成 30 年 3 月に「想定される最大規模の高潮」を前提とした高潮浸水想定区域を公表しました。

【福津市の津波浸水想定】



資料：福岡県津波浸水想定区域（H28.2）

第2章 起きてはならない最悪の事態に 対する脆弱性評価及び推進方針

第1節 事前に備えるべき目標及び起きてはならない 最悪の事態の設定

国基本計画及び県地域計画では、国土強靱化を推進する上での「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」を設定しています。

本計画においては、調和を図る国基本計画及び県地域計画の設定内容、及び本市の地域特性等を踏まえ、次のとおり6つの「事前に備えるべき目標」、その妨げとなる26の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定します。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	あらゆる自然災害に起因する直接死を最大限防ぐ	1-1	地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生
		1-2	津波・高潮による多数の死傷者の発生
		1-3	広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-4	土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、	2-1	警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞
		2-2	被災地における医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命にかか

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
	関連死を最大限防ぐ		わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-5	大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
		2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下
4	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	4-1	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能
		4-2	エネルギーの長期にわたる供給停止
		4-3	上下水道施設等の長期にわたる機能停止
		4-4	交通インフラの長期にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断による経済活動の機能不全
		5-2	有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大
		5-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
		5-4	農地・森林等の被害による荒廃・多面的機能の低下
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等の不足（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）、地域コミュニティの崩壊により復興できなくなる事態
		6-3	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・喪失
		6-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

第2節 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な施策の分野については、基本構想との基本的な考え方の整合を図るため、基本構想に掲げるテーマ別目標像及び基本方針、基本構想と各分野別計画とを連関するため、「施策実現に向けた取組方針」を用いて設定します。

【基本構想テーマ別目標像及び基本方針、施策実現に向けた取組方針】

テーマ別 目標像	基本方針		施策実現に向けた取組方針
1 共育	①	子どもの権利を守り、多様な子どもの居場所や主体的な参加の機会を促進する	○子育て支援の充実 ○教育環境の整備 ○教育施設の整備・改修
	②	子育て中の親を支援する環境を充実させる	○子育て支援の充実 ○産前・産後のサポート ○待機児童の解消
	③	豊かな体験を育み、社会に開かれた教育を推進する	○地域学校協働活動の推進 ○子育て支援の充実 ○豊かな学習・体験の場の創出
2 地域自治	④	郷づくりによる地域自治の推進を支援する	○地域福祉・地域間交流の推進 ○郷づくり活動の充実・住民参画の推進
	⑤	郷づくりの担い手育成と幅広い市民参加を促進する	○郷づくり活動の充実・住民参画の推進 ○市民活動への支援
	⑥	さまざまな個人や団体間の共働を推進する	○地域福祉・地域間交流の推進 ○郷づくり活動の充実・住民参画の推進 ○地域課題解決の支援 ○共生社会の推進
3 健康	⑦	日常の中での健康づくりの取り組みを推進する	○健康づくりの推進 ○新型コロナウイルス感染症の拡大予防
	⑧	生涯学習や活躍の機会を通じた生きかいを増進する	○生涯学習・スポーツ・文化の振興 ○図書館の機能的な運営 ○郷育カレッジの展開

テーマ別 目標像	基本方針		施策実現に向けた取組方針
3 健康	⑨	すべての人の自己決定や意思尊重を大切にするしくみを育てる	○人権の啓発 ○福祉の充実 ○男女がともに歩むまちづくり
4 安全安心	⑩	災害に強いインフラ整備と地域防災力を強化する	○防災・減災事業の充実・防犯対策の強化
	⑪	暮らしやすさを実感できる生活基盤を整備する	○空家対策・居住環境の整備 ○地域交通体系の整備 ○道路・公園の整備・維持管理 ○河川・水路の整備・維持管理 ○上下水道の整備・維持管理 ○土地利用推進と都市計画区域の整備 ○適切な公共施設・公有資産の運用
	⑫	社会資本の有効活用と改善の推進体制を整備する	○防災・減災事業の充実・防犯対策の強化 ○適切な公共施設・公有資産の運用
5 環境保全	⑬	受け継がれてきた自然を守り、育てる	○自然環境の保全 ○史跡整備と文化財の保護 ○世界遺産の保存管理と活用 ○生物多様性の保全
	⑭	福津の環境を受け継ぐ子孫のために、地球温暖化を緩和する	○カーボンニュートラルの推進
	⑮	快適な生活環境をつくる	○自然環境の保全 ○し尿処理施設及び生活排水設備の整備
	⑯	環境を守るための地域共働のしくみをつくる	○カーボンニュートラルの推進 ○自然環境の保全
6 地域産業	⑰	農水産業分野の収益性を向上させ、担い手を育てる	○1次産業の振興 ○スマート農業への取り組み支援 ○育てる漁業の拡充・経営安定化
	⑱	多様な産業が連携し、地産地消を促進する	○商品の商品化・販路拡大 ○多様な機関との連携強化
	⑲	起業・継業促進と事業所誘致で、働く場を増やす	○商工業の振興と雇用促進 ○事業所やオフィスの誘致 ○継業・起業への支援

テーマ別 目標像	基本方針		施策実現に向けた取組方針
7 観光振興	⑳	国内外の人が何度も訪れたいとなる魅力を磨く	○地域のにぎわい再生と観光客受入体制の確立 ○観光拠点の整備 ○ファンづくりとPRの向上 ○シビックプライドの醸成
	㉑	観光拠点を整備し、観光消費額を拡大する	○地域のにぎわい再生と観光客受入体制の確立 ○観光拠点の整備
	㉒	ブランドの構築や管理、販売促進のための活動を強化する	○地域のにぎわい再生と観光客受入体制の確立 ○観光拠点の整備 ○ブランド力向上とシティプロモーションの促進 ○マーケティング力強化 ○ファンづくりとPRの向上 ○シビックプライドの醸成
8 まちづくり計画推進にあたっての基本的な考え方			○持続可能なまちづくりの推進 ○多様な関係機関との戦略的な連携・発信力の拡充 ○創造的な行政運営による変革の推進 ○市民サービスの質の向上 ○広報広聴・情報発信

※本計画で用いる取組方針は、国土強靱化に関するもののみであり、上記表のすべてを用いるものではありません。

第3節 起きてはならない最悪の事態に対する脆弱性 評価及び推進方針

26 の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、本市における脆弱性の評価及びリスクシナリオを回避するための推進方針について、次のとおり定めています。

なお、脆弱性の評価及び推進方針の中には、複数のリスクシナリオに関連するものもあります。そのような脆弱性の評価及び推進方針につきましては、最も関連の深いリスクシナリオに代表して記載しています。

参考（現計画より抜粋）

1 直接死を最大限防ぐ

(1) 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

まちづくり基本構想 施策実現に 向けた取組方針	主管部署	脆弱性評価	推進方針
空家対策・居住環境 の整備	都市管理課	旧耐震基準で建築された木造住宅やブロック塀について、地震による倒壊の被害を未然に防止するため、住宅の耐震化や危険なブロック塀等の撤去を推進する必要がある。	住宅の耐震化については、「福津市耐震改修促進計画」に基づき、県の耐震診断支援制度の活用促進のための周知や、耐震改修の支援などを行う。また、通学路や避難路に面する危険なブロック塀については、所有者に対し速やかな改善を促すため、撤去に向けた支援を行う。
	都市管理課	適切な管理が行われていない空家やマンションが老朽危険家屋とならないよう、対策を推進していく必要がある。	空家については、「福津市空家等対策計画」に基づき、所有者に対し適切な管理及び利活用を促し、放置空家の抑制に取り組む。また、マンションについては管理の適正化に向けた取組を行う。

新		旧
ページ	内容	内容
1	第 1 章 国土強靱化の基本的な考え方 第 1 節 計画の基本事項 1 計画策定の趣旨 （略） このような中、国においては、事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興等に甚大な影響を及ぼす恐れのある大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを進めるため、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）を施行、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」（以下、「国基本計画」という。）を閣議決定（平成 30 年 12 月及び令和 5 年 7 月に変更）し、福岡県においては、平成 28 年 3 月に「福岡県地域強靱化計画」（以下、「県地域計画」という。）を策定（令和 4 年 3 月及び令和 8 年 4 月に改定）しています。 これらを踏まえ、本市においても、大規模自然災害等から市民の生命・財産を守り、強さとしなやかさを持った安全・安心な地域や社会の構築に向けた強靱なまちづくりを推進するための施策に関する基本的な計画として、「福津市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を令和 4 年 1 2 月に策定、令和〇年〇月に改定しました。	第 1 章 国土強靱化の基本的な考え方 第 1 節 計画の基本事項 1 計画策定の趣旨 （略） このような中、国においては、事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興等に甚大な影響を及ぼす恐れのある大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを進めるため、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）を施行、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」（以下、「国基本計画」という。）を閣議決定（平成 30 年 12 月に変更）し、福岡県においては、平成 28 年 3 月に「福岡県地域強靱化計画」（以下、「県地域計画」という。）を策定（令和 4 年 3 月に改定）しています。 これらを踏まえ、本市においても、大規模自然災害等から市民の生命・財産を守り、強さとしなやかさを持った安全・安心な地域や社会の構築に向けた強靱なまちづくりを推進するための施策に関する基本的な計画として、「福津市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。
2	3 計画期間 本計画の計画期間は、令和 9 年度から令和 1 3 年度までとし、その後は概ね 5 年ごとに見直すことを基本とします。 （略）	3 計画期間 本計画の計画期間は、国基本計画の計画期間（5 年間）と調和を図るため、令和 4 年度から令和 8 年度までとし、その後は概ね 5 年ごとに見直すことを基本とします。 （略）
3	第 2 節 国土強靱化に向けた基本目標 2 基本的な方針 （略） <u>(1) 市民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理</u> <u>巨大災害リスクの切迫や機構機器の深刻化等、地域の持続性を脅かす危機に備え、市民の生命と財産を守るため、防災インフラの整備・管理を戦略的に推進します。</u> <u>① 被害を最小に抑え、地域経済を支える防災インフラの整備</u> <u>・事後的に復旧を行うよりも少ない投資で大きな効果をもたらす「事前防災」を計画的に実施するため、河川・ため池、砂防・治山、海岸等の国土保全のための防災インフラの充実・強化を着実に推進します。</u> <u>・また、自然災害によって被災した防災インフラの原形復旧のみでは再度災害の防止が十分でない場合において、被災箇所を含む一連区間で施設の機能向上を図る改良復旧を行うなど、状況に応じた適切な対応を図ります。</u> <u>② 予防保全型メンテナンスへの本格転換など防災インフラ施設の老朽化対策</u>	第 2 節 国土強靱化に向けた基本目標 2 基本的な方針 （略） <u>(1) 強靱化の取組姿勢</u> <u>① P D C A サイクルの実施</u> <u>地域の強靱化は長期的な視野を持って計画的に取り組むことが重要であるが、一方で大規模災害はいつ起こるとも知れないことから、短期的な視点に基づき P D C A サイクルによる進捗管理を行うことで、施策の確実な進捗を図るとともに、見直し・改善を行います。</u> <u>② 「基礎体力」の向上</u> <u>災害から「防護する力」のみならず、災害に対する「抵抗力」や災害後の迅速な「回復力」を平常時から高めておくことが重要であり、地域の強靱化の取組を通じて、災害に対する「基礎体力」の向上を図ります。</u> <u>③ 代替性・冗長性の確保</u>

	<u>・施設に不具合が生じてから対策を行う「事後保全型」から、損傷が軽微な早期段階での手当てによって施設を長寿命化させる「予防保全型」への本格転換によりライフサイクルコストの低減を図るとともに、広域的な観点から複数の分野のインフラを群として捉え、官民連携や新技術・デジタルの活用によりメンテナンスを効率化・高度化するなど、戦略的なインフラマネジメントを進めます。</u> <u>③ 既存の防災インフラにおける操作の高度化・効率化</u> <u>・水門・樋門等の自動化・遠隔化等を有用な技術として確立・発展させるため、事例が今後蓄積されていく過程において分析・検証を行うなど、防災インフラの操作の高度化・効率化を進めます。</u> <u>④ 避難所としても活用される学校施設等の環境改善・防災機能の強化</u> <u>・地域コミュニティにおける災害対応の拠点として重要な役割を果たしている小学校の校舎や公園・緑地等の施設について、避難所としての機能をより一層高めるため、トイレ等の整備やバリアフリー化等の環境改善と図るとともに、耐震化や浸水対策等の防災機能の強化を推進します。</u> <u>⑤ 自然環境が有する多様な機能（グリーンインフラ）の活用</u> <u>・市民が子育て時や老後も住み続けたいと思う故郷の風景を残せるよう、自然環境が有する多様な機能を活用・保持し、地域住民を始めとする多様な主体の参画によって持続可能で魅力ある地域づくりに貢献するグリーンインフラの取組を積極的に推進します。</u> <u>⑥ 建設・医療をはじめ地域強靱化に携わるあらゆる人材の育成、防災体制・機能の拡充・強化</u> <u>・地域を支え、平時のみならず、災害発生時においても重要な役割を果たしている建設・医療等の地域強靱化に携わる分野で働く人材の確保・育成を積極的に進めます。</u> <u>(2) 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化</u> <u>国際情勢の複雑化に加え、グローバル化の進展やテクノロジーの発展、産業基盤のデジタル化・高度化といった社会経済構造の変化に対応し、自然災害発生時においても、交通・通信・エネルギー等の機能が一体的に安定して発揮できるよう、相互関連性も踏まえつつ、ライフライン全体の強靱化を図ります。</u> <u>① 壊滅的な損害を受けない耐災害性の高い構造物補強</u> <u>・地震・洪水等の自然災害発生時に直接死を最大限防ぐため、多くの市民が利用する公共施設・民間施設において、想定される外力に対し、基準に即した適切な設計・施工・維持管理が確保されるよう取組を進めます。</u> <u>・災害時に拠点となる避難所や病院など重要施設に係る上下水道施設の一体的な耐震化が進むよう、上下水道事業者による取組を推進します。</u> <u>② 人員の避難・物資の輸送の強化・複数経路の確保・防災拠点の整備</u> <u>・孤立集落の発生を回避し、災害発生時に被災地への人員・物資の輸送が迅速に行えるよう、過去に発生した災害等も参考に、道路、鉄道等の各種交通ネットワークにおける耐災害性の強化及び同ネットワーク間での代替経路の整備を進めます。</u> <u>・また、災害時でも確実に機能する拠点がなければ、確実な避難や必要な人員・物資の輸送は困難であるため、各種交通ネットワークと一体となって機能する防災拠点等の整備を進めます。</u> <u>③ 予防保全型メンテナンスへの本格転換などライフライン施設の老朽化対策</u> <u>・防災インフラと同様に、施設に不具合が生じてから対策を行う「事後保全型」から、損傷が軽微</u>
	<u>防潮堤や橋梁などのインフラ施設、各種システムの電源設備、市民への情報伝達手段など、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間を要するものについては、代替性・冗長性の確保に努めます。</u> <u>④ 国県支出金等の積極的な活用</u> <u>求められる事前防災・減災に係る施策には限りがないが、一方で施策を実施するための財源には限りがあるので、事業の実施にあたっては市財政の効率的な運営を念頭に置き、国県支出金や交付税措置のある地方債等の補助財源の積極的な活用に努めます。</u> <u>⑤ S D G s の推進</u> <u>強靱化を推進することで、S D G s が掲げる 17 のゴール（目標）のうち、「目標 11（持続可能な都市）包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および人間環境を実現する。」に向けた取組を進めます。</u> <u>⑥ D X の推進</u> <u>I C T（情報通信技術）を活用した防災情報の収集・伝達手段の多様化など、地域の強靱化に向けて D X（デジタル・トランスフォーメーション）の取組を進めます。</u> <u>(2) 取組の効果的な組み合わせ</u> <u>① ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ</u> <u>防災施設の整備や耐震化等のハード対策と、訓練や防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。</u> <u>② 各主体との連携の強化</u> <u>近隣の自治体との連携はもとより、国や県との連携強化を図り、災害時の応援体制の実効性を確保します。</u> <u>③ 「自助」・「共助」・「公助」の適切な組み合わせと官民の連携</u> <u>地域の強靱化を効果的に推進するためには、行政による支援（公助）のみならず、自分の身は自分で守ること（自助）や、地域コミュニティや自主防災組織、N P O で協力して助け合うこと（共助）が不可欠であり、これらを適切に組み合わせ、官と民が連携及び役割分担して一体的に取り組みます。</u> <u>(3) 地域の特性に応じた施策の推進</u> <u>① 施設等の効率的かつ効果的な維持管理（社会資本の老朽化対策）</u> <u>公共施設やインフラ施設の老朽化に対応するため、福津市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画等に基づき、効率的かつ効果的な維持管理を行います。</u> <u>② 地域強靱化の担い手が適切に活動できる環境の整備</u> <u>地域コミュニティ機能の向上を図るとともに、各地域において防災を推進するリーダー等の育成・確保に努め、地域の強靱化を社会全体の取組として推進します。</u> <u>③ 女性、高齢者、子ども、障がいのある人、外国人等への配慮</u> <u>災害時にすべての市民が円滑かつ迅速に避難できるよう、要介護高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者の実情を踏まえ、きめ細かな対策を講じます。また、旅行者等の一時滞在者や外国人に対しても、平常時の取組を含め配慮を行います。</u>

	<u>な早期段階での手当てによって施設を長寿命化させる「予防保全」への本格転換によりライフサイクルコストの低減を図るとともに、広域的な観点から複数の分野のインフラを群として捉え、官民連携や新技術・デジタルの活用によりメンテナンスを効率化・高度化するなど、戦略的なインフラマネジメントを進めます。</u> <u>④ 災害発生時にも安定的な通信サービスを可能な限り確保</u> <u>・大規模災害発生時に、市民の多くが携帯端末により避難行動に必要な情報を入手し、また被災者自身も情報発信することが定着しつつあることから、電力・通信施設の耐災害性の向上や自家発電等非常用電源の確保、燃料の調達等を進めるほか、多様な通信手段の確保を図るなど、災害時においても可能な限り通信サービスを維持するための取組を推進します。</u> <u>⑤ 災害や海外情勢の変化にも強靱なエネルギー・食料の安全保障と水の安定供給</u> <u>・有事を見据え、再生可能エネルギーや蓄電池等の活用等を通じた自立・分散型システムの導入、再生可能エネルギーの導入を見据えた次世代ネットワークの構築等、エネルギー供給全体の安定化につながる取組を推進します。</u> <u>・また、気候変動に伴う雨や雪の降り方の変化や、農作物の種類・品種・栽培管理技術等の変更に伴う水利用の変化に対応するため、貯水・送水システムの改善や、農業用水・工業用水・生活用水を同時に供給する取水施設等の強靱化に向けた取組を推進します。食料に関しては、農業用水の確保に加え、持続可能な食料供給の仕組みの構築等を推進します。</u> <u>(3) デジタル等新技術の活用による地域強靱化施策の高度化</u> <u>デジタルが持つ、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させる力を最大限活用し、地域が直面する災害への対応力を強化する。また、個人の価値観やライフスタイルの多様化、情報格差の拡大等を背景に複雑化する社会状況も踏まえ、デジタル技術になじみの薄い高齢者や障がい者など、デジタル化の恩恵を受けられない人を生まないように、きめ細やかな取組を一体で推進します。</u> <u>① 事前防災・地域防災に必要な情報の創出・確度向上・デジタルでの共有</u> <u>・河川や内水の氾濫・津波・高潮・土砂災害・地震等に関する地域の防災情報について、遠隔監視システムや観測網の整備・強化、被災実績や被害想定等を踏まえた最新のデータへ更新し、確度の向上を図るほか、個人や企業が自ら行動できるよう、ハザードマップを視覚的にわかりやすい形で生成し、デジタルデータで配信するなど、防災情報の高度化を進めます。</u> <u>② 被災者の救援救護や災害時の市民との情報共有にデジタル（ロボット・ドローン・A I 等）を最大限活用</u> <u>・発災直後、人命救助の観点から貴重な情報となるヘリやドローンによる空撮映像等の災害関連情報の収集について、一層の迅速化・効率化を図るほか、人が立ち入ることが困難な場所での救出活動や情報収集等を迅速かつ効率的に行うため、災害現場におけるロボットやA I、I o T等の活用を図るなど、消防や防災分野のD Xを推進します。</u> <u>・また、被災地で食料・飲料水等の生命に関わる物資供給を確実かつ円滑に行うため、輸送オペレーションのデジタル化を推進します。市民との情報共有にあたっては、情報弱者に陥りやすい高齢者・障がい者に対して十分に配慮し、位置情報や音声読み上げ機能、プッシュ型の情報受発信システムを活用するなど、デジタルを用いた支援を推進します。</u>
--	---

	③ <u>災害時における個人確認の迅速化高度化</u> ・<u>発災直後の混乱した状況における被災地の市民の安否確認等、個人確認を迅速かつ正確に行うため、マイナンバーカードを始めとするデジタル等新技術の活用を推進します。</u> ④ <u>デジタルを活用した地域の安全・安心の確保</u> ・<u>地域の豊かさと都市の利便性が融合した「地域生活圏」の形成において、建築B I M、3 D都市モデル（P L A T E A U）、不動産 I Dを一体的に進める建築・都市のD X等により防災まちづくりや老朽化対策を進めるなどデジタルの徹底活用を通じて、人々が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進します。</u> ⑤ <u>災害時にもデータを失うことがないよう分散管理</u> ・<u>社会経済活動を営む上で必要となる、日常的に蓄積・活用されているあらゆるデータが大規模災害によって損失し、復旧困難となることで、発災後に社会経済に大きな混乱が生じないよう、データの特性やセキュリティ等を勘案の上、クラウド技術やオフラインの記録メディアの活用を含めた分散管理を推進します。</u> ⑥ <u>デジタルを活用した交通・物流ネットワークの確保</u> ・<u>災害に伴う大規模な車両滞留の発生や長時間の通行止めによる死傷者の発生を防ぐため、A IやI o T等を活用した迅速な情報収集体制を強化し、冬期道路交通の確保や躊躇ない通行止め等を推進するなど、デジタルを活用した交通・物流ネットワークの確保を推進します。</u> ⑦ <u>その他様々な地域の課題をデジタルで解決</u> ・<u>都市部、中山間地域を問わず、災害時にも使い慣れたツールとして機能するよう、平時からデジタルを活用した情報共有ツールの普及を促進します。</u> (4) <u>災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化</u> 市民の多様化する価値観に即し、地域が直面する災害リスクに対応するため、市の適正な連携、補完関係を強化するとともに、民の力を最大限発揮し、官民の多様な主体の連携・共働による取組を推進します。 ① <u>市内におけるサプライチェーンの複線化や工場等の分散など災害等に強い産業構造</u> ・<u>大規模地震の切迫性の高まりや新型コロナウイルス感染症拡大等を背景に、人口が密集する都市のバックアップ機能の整備や、生産拠点の国内回帰・他拠点化等のサプライチェーンの強靱化の重要性が高まっている現状を踏まえ、行政はもとより、企業による自主的な防災減災投資や事業継続計画（B C P）の策定が促進されるよう、適切な支援を行います。</u> ・<u>また、非常時のエネルギー供給や在庫管理等について、デジタル技術を活用したサプライチェーンの可視化等により、企業間の連携強化を促し、災害等に伴う情勢変化に迅速かつ柔軟に対応可能な産業構造への転換を進めます。</u> ② <u>民間施設でも早期に強靱な構造物へ補強等が可能な支援</u> ・<u>行政施設の耐震化等を進めるとともに、緊急輸送道路等の沿岸建築物の耐震化について、国の支援や容積率緩和制度の活用等により、耐震診断とその結果を踏まえた対策を促進するほか、災害を受けるリスクの高いエリアからの移転や災害に強い市街地形成等を促進します。</u> ・<u>その際、巨大災害リスクの切迫や気候危機の深刻化等、地域の持続性を脅かす危機に備えることはもとより、市民一人一人がゆとりをもって自身の生命と財産を守る冗長性ある社会を形成するこ</u>
--	--

	<u>とも推奨します。</u> ③ <u>民間施設においても適切な情報伝達と早期避難が可能な支援</u> <u>・行政施設はもとより、多数の利用者が出入りする民間施設においても、災害発生時に適切な情報伝達と早期避難が可能となるよう、アナウンスも含めた日頃の避難訓練や避難経路の確認等の備えに対し、必要な支援を行います。</u> ④ <u>非常電源設備を始め民間施設のライフライン確保へ支援</u> <u>・浸水リスクの高い区域にある施設に設置された非常用電源、データサーバー等の高階層への移設や、大規模地震の際に破断しにくい電線・水道管への改良など、施設のライフラインを確保するために必要な対策について、行政施設における取組を推進するとともに、民間施設に対し必要な支援を行います。</u> <u>・あわせて、地震に伴う電気火災防止対策等を推進するなど、施設の安全性向上のための取組を推進します。</u> ⑤ <u>防災投資や民間資金活用・公共性の高い民間インフラの維持管理など官民連携の強化</u> <u>・地域強靱化の分野における民間の資金や人材、技術、ノウハウ等の活用を推進するため、被害予測等の情報提供を徹底するなど、地域強靱化に資する自主的な民間の投資を誘発する仕組みを構築します。</u> <u>・また、大規模物流拠点や宅地開発等について、災害を受けるリスクの高いエリアからの移転や災害に強い市街地形成を促進するため、規制やインセンティブ等について検討し、防災機能強化の観点に配慮して、民間投資を促進します。</u> ⑥ <u>企業体としての社員に対する防災教育の充実</u> <u>・企業・団体が行う社員や資産を守るための防災教育は、市全体の地域強靱化にも通じることから、優良事例の紹介等を通じて取組を促進します。</u> <u>・また、企業・団体のほか、地域住民、コミュニティ、NPO 等の各主体が実施する自助・共助の取組が効果的で持続的なものとなるよう、実践的な訓練・教育、リスクの見える化、平時からのコミュニティの活力維持等の取組に対し支援を行います。</u> ⑦ <u>医療の事業継続性確保の支援</u> <u>・大規模災害が発生し、負傷者の大量移送が困難な状況下においても、初動から応急復旧の各段階で救急医療や被災者の心身のケア等の医療を提供できるよう、医療コンテナ等の活用を図るなど、医療の事業継続性確保に向けた取り組みに対し、必要な支援を行います。</u> (5) <u>地域における防災力の一層の強化</u> <u>今後予想される人口減少、少子高齢化の加速等、地域の持続性を脅かす危機に対し、地域の資源を総動員して、地域の力を結集し、地域全体でつなぎ合わせ、高齢者・障がい者・こども等のあらゆる人々が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進し、地域における防災力の一層の強化を図ります。</u> ① <u>避難生活における災害関連死の最大限防止</u> <u>・近年発生した災害においても被災者が避難生活を送る中で体調が悪化し、最悪の場合、命を落とすケースもあるため、災害用トイレや簡易ベッドの活用、間仕切り用パーティションやテントによるプライバシーの確保、トレーラーハウス・コンテナハウスを活用した応急仮設住宅の確保等、過</u>	
--	--	--

	<u>去の災害経験から得られた知見を踏まえつつ、被災状況に応じた避難所や仮設住宅の環境改善を図ります。</u> ② <u>地域一体となった人とコミュニティのレジリエンスの向上</u> ・<u>地域の防災力の向上に当たっては、地域強靱化の担い手である市民一人一人が、市民同士あるいは行政と双方向でコミュニケーションを行うことを通じて身近な地域コミュニティを強化することが重要です。このため、定期的に行われる防災訓練を始めとする地域で住民が参加するイベント等も活用し、行政と市民等が直接コミュニケーションを図る機会を増やすなど、常日頃から顔の見える関係構築を図るとともに、具体的な連携方策について議論できる体制の確保を促進します。</u> ・<u>市民自らが主体的に地域強靱化について考え、災害によるストレスへの対処法を知り、レジリエンスを高めるとともに、地域社会・行政機関・企業・団体等におけるリーダーや地域防災力の中核である消防団員、防災分野の専門家、研究者等を育成・確保する必要があります。</u> ・<u>このため、男女共同参画など幅広い市民の参画の視点にも留意しつつ、防災・減災に関する情報発信や地域づくりを目的として整備された拠点等も活用しながら、災害から得られた教訓・知識を伝承・実践する活動を市全体の運動としてより一層推進します。</u> ・<u>また、地域住民一人一人が自ら率先した避難行動をとり、また災害から命を守るために地域で支え合えるよう、地域ごとの防災マップや風水害に備えるタイムラインの作成を推進します。</u> ③ <u>地元企業や NPO 等の多様な市民セクターの参画による地域防災力の向上</u> ・<u>地方公共団体と地域の民間事業者との双方向のコミュニケーションが積極的に行われるよう、地域強靱化に関する情報提供や啓発を行うとともに、地域に密着した公益的企業を防災力強化の担い手として位置付けるなど、地域防災力の向上に資する地元企業や NPO 等の多様な主体の活動を積極的に支援します。</u> ④ <u>DEI（多様性・公平性・包摂性）の観点を踏まえた SDG s との協調</u> ・<u>地域強靱化の取組において、SDG s で定めた社会課題の一つである性別や世代、障がいの有無等の違いを有する多様な人々がお互いを認め、一体感を持った取組が進むよう、D E I を踏まえたあらゆる取り組みを推奨し、支援します。</u> ⑤ <u>男女共同参画・女性の視点に立った防災・災害対応・復旧復興の推進</u> ・<u>地方公共団体の防災組織や、災害発生時の初動を行う災害対策本部への女性登用をより一層促進するほか、地域の自主防災組織への女性参画について女性の意見をより丁寧に聞く場を設けるなど、平時の B C P 策定や防災対策、災害時の初動対応や避難生活、復旧復興の各段階に女性の視点が十分盛り込まれるよう必要な取組を進めます。</u> ⑥ <u>高齢者・障がい者・こども等の要配慮者へのデジタル対応を含めた支援</u> ・<u>災害発生時の早期避難や避難所における生活において支援を必要とする高齢者や障がい者、こども等の要配慮者に対し、位置情報や音声読み上げ機能、プッシュ型の情報受発信システム等、デジタルを用いた支援を実施し、移動時の補助や必要な物資の供給、心身のケア等、災害時の地域コミュニティの活動の充実を図ります。</u> ⑦ <u>若者から高齢者まで幅広い年齢層における防災教育・広報と要配慮者を含めた双方向のコミュニケーション</u> ・<u>義務教育のみならず、生涯教育の一環として防災教育を位置付け、地域コミュニティにおける活</u>
--	---

	<u>動の機会等を捉え、幅広い年齢層が防災教育に触れる機会を増やすとともに、その広報に取り組みます。</u> <u>・災害発生時には若者から高齢者まで幅広い年齢層が一体となって避難行動、避難所生活を行うことから、平時における避難訓練を始め、自主防災活動に幅広い世代が参加し、双方向のコミュニケーションの促進が図られるよう支援します。</u> <u>・また、一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する災害ケースマネジメントを促進します。</u> ⑧ <u>外国人も含めた格差のない情報発信・伝達</u> <u>・市在住の外国人や訪日外国人が、必要な情報を得られなかったために被災することのないよう、多言語による情報発信・伝達を積極的に行います。また、日本在住の外国人も避難所の運営など被災時の対応を連携して行えるよう、日頃から訓練を共にし、外国人に対しても格差のない災害対応を推進します。</u> ⑨ <u>地域の貴重な文化財を守る防災対策と地域独自の文化や生活様式の伝承</u> <u>・地域の誇りである貴重な文化財は、復旧復興段階における被災地の心の支え、原動力となるため、歴史的な建築物や美術工芸品等が壊滅的な被害を受けないよう、耐震性・耐火性・防火性の向上を着実に推進します。</u> <u>・また、自然災害からの復興に当たって、地域の復興意欲の創出や象徴となり得る地域独自の文化や生活様式等の伝承に努めながら、防災・減災を意識したまちづくりを進め、地域コミュニティの充実を図る取組を積極的に支援します。</u> ⑩ <u>地域特性を踏まえた教育機関や地域産業との連携</u> <u>・スポーツや歴史研究等、教育機関による地域と連携した活動が活発化する中、地域の防災・減災をテーマにした取組や、その地域を支える担い手となる青少年を対象とした防災教育に対し支援を行います。</u> <u>・また、自然災害時に地域に根付いた地元企業が避難場所や資機材・物資等を提供する取組が広がっており、平時から地域住民と地域産業との連携・コミュニティ維持を図る取組についても推進します。</u> ⑪ <u>近傍／遠距離の地方公共団体の交流等を通じた被災地相互支援の充実</u> <u>・近傍の市町村や、同時には被災しにくい遠距離の市町村が相互に締結する災害協力協定は、地域強靱化の観点から推奨すべき取組です。このため、必要に応じて協定締結を進めます。</u> ⑫ <u>ハード・ソフト両面の内容の充実</u> <u>・取組については、地域の特性に応じて、地域住民一人一人の多様性を踏まえた対応が求められることから、ハード対策のみならず、地域コミュニティの強靱化等、ソフト面での対策の充実を図るために適切な支援を行います。</u>	
13	第3節 福津市の地域特性 1 自然的条件 (3) 気象 略	第3節 福津市の地域特性 1 自然的条件 (3) 気象 略

15

【台風の平均値】

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
発生数	0.3	0.3	0.3	0.6	1.0	1.7	3.7	5.7	5.0	3.4	2.2	1.0	25.1
接近数				0.2	0.7	0.8	2.1	3.3	3.3	1.7	0.5	0.1	11.7
上陸数					0.0	0.2	0.6	0.9	1.0	0.3			3.0

資料：気象庁「気象統計情報」

(注) 平年値は、1991～2020 年の 30 年平均

(注) 日本への接近は 2 ヶ月にまたがる場合があり、各月の接近数の合計と年間の接近数とは必ずしも一致しない。

(注) 端数処理により、各月の平年値の合計と年間の平年値とは必ずしも一致しない。

2 社会的条件

(1) 人口

本市の人口、世帯数（令和 8 年 3 月末現在）は 69,528 人、31,197 世帯であり、福岡駅東土地区画整理事業等の効果に伴い、人口、世帯数ともに継続的に増加しています。

一方で 65 歳以上の老年人口は全体の 27.3%を占め、超高齢社会であることを示しています。

【福津市の人口（令和 8 年 3 月末現在）】

人 口	69,528 人（男性 32,921 人 女性 36,607 人） （年少人口 11,392 人 生産年齢人口 39,163 人 老年人口 18,973 人）
世 帯 数	31,197 世帯
高齢化率	27.3%

資料：住民基本台帳

【台風の平均値】

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
発生数	0.3	0.3	0.3	0.6	1.0	1.7	3.7	5.7	5.0	3.4	2.2	1.0	25.1
接近数				0.2	0.7	0.8	2.1	3.3	3.3	1.7	0.5	0.1	11.7
上陸数					0.1	0.2	0.6	0.9	1.0	0.3			3.0

資料：気象庁「気象統計情報」

(注) 平年値は、1991～2020 年の 30 年平均

(注) 日本への接近は 2 ヶ月にまたがる場合があり、各月の接近数の合計と年間の接近数とは必ずしも一致しない。

2 社会的条件

(1) 人口

本市の人口、世帯数（令和 4 年 3 月末現在）は 68,085 人、29,350 世帯であり、福岡駅東土地区画整理事業等の効果に伴い、人口、世帯数ともに継続的に増加しています。

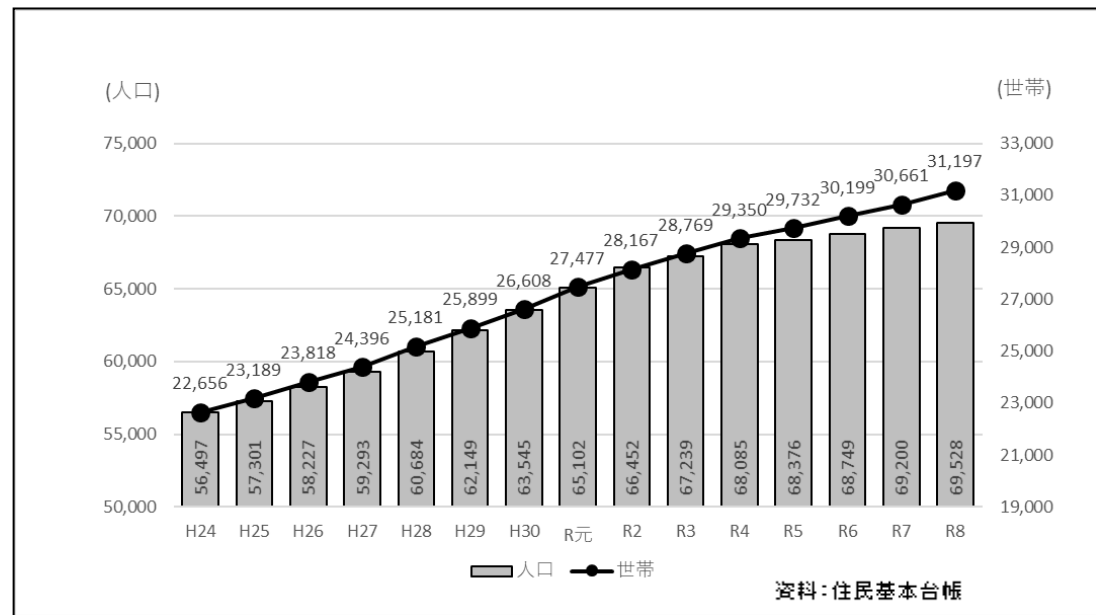
一方で 65 歳以上の老年人口は全体の 27.7%を占め、超高齢社会であることを示しています。

【福津市の人口（令和 4 年 3 月末現在）】

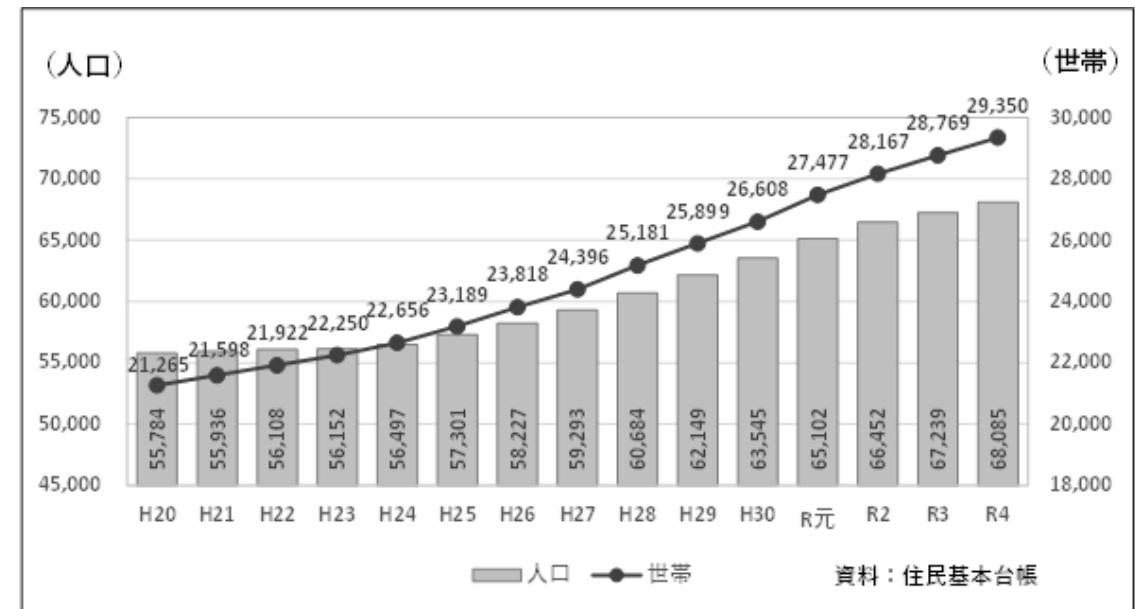
人 口	68,085 人（男性 32,180 人 女性 35,905 人） （年少人口 11,450 人 生産年齢人口 37,767 人 老年人口 18,868 人）
世 帯 数	29,350 世帯
高齢化率	27.7%

資料：住民基本台帳

【福津市の人口推移（毎年 3 月末時点）】



【福津市の人口推移（毎年 3 月末時点）】



16

(2) 土地利用の状況、変遷

土地の利用状況を地目別に見ると、宅地が 22%、田や畑等の耕地が 40%、山林・原野が 31% となっています。

福岡地域の経済の中核を担う福岡都市圏の一都市として、昭和 40 年代の高度経済成長期から近年にかけて宅地化が著しく進み、土地利用の変遷を見ると、昭和 30 年代 (3.7km²) から現在 (8.3km²) の 60 年余りで宅地・市街地面積が約 2 倍増加しています。

【土地利用変遷の状況（単位：％）】

土地利用区分	昭和 30 年	昭和 50 年	平成 25 年	平成 29 年	令和 5 年
水 田	30	25	26	25	<u>24</u>
畑・桑畑・果樹園	8	20	17	16	<u>16</u>
宅 地	7	16	20	21	<u>22</u>
山林・原野	51	35	31	31	<u>31</u>
交通用地・その他	2	3	-	-	<u>二</u>
河川・湖沼・ため	2	2	-	-	<u>二</u>
雑種地	-	-	6	7	<u>7</u>

資料：昭和 30 年代、昭和 50 年代は国土交通省国土地理院発行の 2 万 5 千分の 1 の土地利用図を参考に、旧版地形図の読図による。

平成 25 年、平成 29 年、令和 5 年は福岡県統計年鑑による。

(2) 土地利用の状況、変遷

土地の利用状況を地目別に見ると、宅地が 21%、田や畑等の耕地が 41%、山林・原野が 31% となっています。

福岡地域の経済の中核を担う福岡都市圏の一都市として、昭和 40 年代の高度経済成長期から近年にかけて宅地化が著しく進み、土地利用の変遷を見ると、昭和 30 年代 (3.7km²) から現在 (7.6km²) の 約 60 年間で宅地・市街地面積が約 2 倍増加しています。

【土地利用変遷の状況（単位：％）】

土地利用区分	昭和 30 年代	昭和 50 年代	平成 25 年	平成 29 年
水 田	30	25	26	25
畑・桑畑・果樹園等	8	20	17	16
宅 地	7	16	20	21
山林・原野	51	35	31	31
交通用地・その他	2	3	-	-
河川・湖沼・ため池	2	2	-	-
雑種地	-	-	6	7

資料：昭和 30 年代、昭和 50 年代は国土交通省国土地理院発行の 2 万 5 千分の 1 の土地利用図を参考に、旧版地形図の読図による。

平成 25 年、平成 29 年は福岡県統計年鑑による。

	(注) 合計値は四捨五入の関係上必ずしも 100 とはならない。		(注) 合計値は四捨五入の関係上必ずしも 100 とはならない。																																		
18	第 4 節 福津市の被害想定 2 災害履歴 (1) 風水害 (略) 本市の近年の災害発生状況を見ると、昭和 55 年に土砂災害が集中して発生しています。発生した土砂災害の種類は、大部分ががけ崩れによる災害で、土石流災害は昭和 56 年以降発生していません。<u>また、令和 7 年 8 月の大雨により、死者 2 名、床上床下浸水 177 戸の被害が発生しました。</u> 災害の分布状況では、土砂災害は山麓部や台地周辺部に多く、住宅地や道路の斜面の崩壊が多く発生しており、被害のほとんどが家屋の一部損壊程度以下となっています。また、河川の氾濫は昭和 28 年の大水害、<u>令和 7 年の水害において床上床下浸水の被害が発生し、西郷川支川の低地周辺部では内水による浸水の危険性を有しています。</u> (2) 地震災害 福岡県は、日本の中でも地震による被害を受けた経験が少ない地域でしたが、平成 17 年 3 月 20 日の福岡県西方沖地震（マグニチュード 7.0）により、福岡市（震度 6 弱）で甚大な被害を経験しました。本市の被害は、震度 5 弱で、負傷者 1 人（重傷）、家屋の半壊 2 棟、一部破損 33 棟となっています。また、福岡県では福岡管区气象台での有感地震記録によると、明治 37 年の観測開始以来、震度 5 以上を観測したのは、福岡県西方沖地震とその後の地震活動（本市は震度 5 弱）、<u>平成 28 年 4 月の熊本地震（大川市等で震度 5 強、本市は震度 4）、及び令和 8 年 7 月の熊本地震（大川市等で震度 5 弱、本市は震度 3）の 4 回で、震度 4（昭和 16 年、平成 8 年日向灘、昭和 43 年の愛媛県西方沖、平成 3 年周防灘）を 4 回経験しています。</u>	18	第 4 節 福津市の被害想定 2 災害履歴 (1) 風水害 (略) 本市の近年の災害発生状況を見ると、昭和 55 年に土砂災害が集中して発生しています。発生した土砂災害の種類は、大部分ががけ崩れによる災害で、土石流災害は昭和 56 年以降発生していません。 災害の分布状況では、土砂災害は山麓部や台地周辺部に多く、住宅地や道路の斜面の崩壊が多く発生しており、被害のほとんどが家屋の一部損壊程度以下となっています。また、河川の氾濫は昭和 28 年の大水害以来、<u>床上床下浸水はほぼ見られないが、西郷川支川の低地周辺部では内水による浸水の危険性を有しています。</u> (2) 地震災害 福岡県は、日本の中でも地震による被害を受けた経験が少ない地域でしたが、平成 17 年 3 月 20 日の福岡県西方沖地震（マグニチュード 7.0）により、福岡市（震度 6 弱）で甚大な被害を経験しました。本市の被害は、震度 5 弱で、負傷者 1 人（重傷）、家屋の半壊 2 棟、一部破損 33 棟となっています。また、福岡県では福岡管区气象台での有感地震記録によると、明治 37 年の観測開始以来、震度 5 以上を観測したのは、福岡県西方沖地震とその後の地震活動（本市は震度 5 弱）、<u>及び平成 28 年 4 月の熊本地震（大川市等で震度 5 強、本市は震度 4）の 3 回で、震度 4（昭和 16 年、平成 8 年日向灘、昭和 43 年の愛媛県西方沖、平成 3 年周防灘）を 4 回経験しています。</u>																																		
19	3 災害危険性 (略) (1) 風水害 (略) 【福津市が風水害により被害を受ける可能性のある箇所】 <table><tr><th>災害形態</th><th>危険区域・箇所</th><th>箇所数</th></tr><tr><td rowspan="5">水害</td><td>重要水防箇所（河川）【県知事管理区間】</td><td>4箇所</td></tr><tr><td>重要水防箇所（海岸）【県知事管理区間】</td><td>1箇所</td></tr><tr><td>災害危険河川区域</td><td>16箇所</td></tr><tr><td>防災重点農業用ため池</td><td>92箇所</td></tr><tr><td>ため池及び頭首工改修箇所</td><td>9箇所</td></tr><tr><td>土砂災害</td><td>砂防指定地箇所</td><td>4箇所</td></tr></table>	災害形態	危険区域・箇所	箇所数	水害	重要水防箇所（河川）【県知事管理区間】	4箇所	重要水防箇所（海岸）【県知事管理区間】	1箇所	災害危険河川区域	16箇所	防災重点農業用ため池	92箇所	ため池及び頭首工改修箇所	9箇所	土砂災害	砂防指定地箇所	4箇所	19	3 災害危険性 (略) (1) 風水害 (略) 【福津市が風水害により被害を受ける可能性のある箇所】 <table><tr><th>災害形態</th><th>危険区域・箇所</th><th>箇所数</th></tr><tr><td rowspan="5">水害</td><td>重要水防箇所（河川）【県知事管理区間】</td><td>4箇所</td></tr><tr><td>重要水防箇所（海岸）【県知事管理区間】</td><td>1箇所</td></tr><tr><td>災害危険河川区域</td><td>16箇所</td></tr><tr><td>防災重点農業用ため池</td><td>92箇所</td></tr><tr><td>ため池及び頭首工</td><td>7箇所</td></tr><tr><td>土砂災害</td><td>砂防指定地箇所</td><td>4箇所</td></tr></table>	災害形態	危険区域・箇所	箇所数	水害	重要水防箇所（河川）【県知事管理区間】	4箇所	重要水防箇所（海岸）【県知事管理区間】	1箇所	災害危険河川区域	16箇所	防災重点農業用ため池	92箇所	ため池及び頭首工	7箇所	土砂災害	砂防指定地箇所	4箇所
災害形態	危険区域・箇所	箇所数																																			
水害	重要水防箇所（河川）【県知事管理区間】	4箇所																																			
	重要水防箇所（海岸）【県知事管理区間】	1箇所																																			
	災害危険河川区域	16箇所																																			
	防災重点農業用ため池	92箇所																																			
	ため池及び頭首工改修箇所	9箇所																																			
土砂災害	砂防指定地箇所	4箇所																																			
災害形態	危険区域・箇所	箇所数																																			
水害	重要水防箇所（河川）【県知事管理区間】	4箇所																																			
	重要水防箇所（海岸）【県知事管理区間】	1箇所																																			
	災害危険河川区域	16箇所																																			
	防災重点農業用ため池	92箇所																																			
	ため池及び頭首工	7箇所																																			
土砂災害	砂防指定地箇所	4箇所																																			

25

		土石流危険渓流	23箇所
		地すべり危険箇所	1箇所
		急傾斜地崩壊危険区域	13箇所
		急傾斜地崩壊危険箇所（自然斜面Ⅰ）	46箇所
		急傾斜地崩壊危険箇所（自然斜面Ⅱ）	98箇所
		急傾斜地崩壊危険箇所（人工斜面Ⅰ）	12箇所
		急傾斜地崩壊危険箇所（人工斜面Ⅱ）	13箇所
		土砂災害(特別)警戒区域　土石流	27箇所
		（　　//　　うち土砂災害特別警戒区域）	（27箇所）
		土砂災害(特別)警戒区域　急傾斜地の崩壊	238箇所
		（　　//　　うち土砂災害特別警戒区域）	（208箇所）
	土砂災害警戒区域　地すべり	1箇所	
	山地災害	山腹崩壊危険地区（民有林）	13箇所
崩壊土砂流出危険地区（民有林）		13箇所	
水害、土砂災害等	道路危険箇所	15箇所	

資料：福岡県地域防災計画（資料編Ⅱ　災害危険箇所一覧）（R7.4）

第2章　起きてはならない最悪の事態に対する脆弱性評価及び推進方針

第1節　事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態の設定

国基本計画及び県地域計画では、国土強靱化を推進する上での「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」を設定しています。

本計画においては、調和を図る国基本計画及び県地域計画の設定内容、及び本市の地域特性等を踏まえ、次のとおり6つの「事前に備えるべき目標」、その妨げとなる26の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定します。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	あらゆる自然災害に起因する直接死を最大限防ぐ	1-1	地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生
		1-2	津波・高潮による多数の死傷者の発生
		1-3	広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の

		土石流危険渓流	23箇所
		地すべり危険箇所	1箇所
		急傾斜地崩壊危険区域	13箇所
		急傾斜地崩壊危険箇所（自然斜面Ⅰ）	45箇所
		急傾斜地崩壊危険箇所（自然斜面Ⅱ）	98箇所
		急傾斜地崩壊危険箇所（人工斜面Ⅰ）	12箇所
		急傾斜地崩壊危険箇所（人工斜面Ⅱ）	13箇所
		土砂災害(特別)警戒区域　土石流	27箇所
		（　　//　　うち土砂災害特別警戒区域）	（27箇所）
		土砂災害(特別)警戒区域　急傾斜地の崩壊	233箇所
		（　　//　　うち土砂災害特別警戒区域）	（203箇所）
	土砂災害警戒区域　地すべり	1箇所	
	山地災害	山腹崩壊危険地区（民有林）	13箇所
崩壊土砂流出危険地区（民有林）		13箇所	
水害、土砂災害等	道路危険箇所	15箇所	

資料：福岡県地域防災計画（資料編Ⅱ　災害危険箇所一覧）（R3.9）

第2章　起きてはならない最悪の事態に対する脆弱性評価及び推進方針

第1節　事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態の設定

国基本計画及び県地域計画では、国土強靱化を推進する上での「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」を設定しています。

本計画においては、調和を図る国基本計画及び県地域計画の設定内容、及び本市の地域特性等を踏まえ、次のとおり8つの「事前に備えるべき目標」、その妨げとなる27の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定します。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生
		1-2	津波・高潮による多数の死傷者の発生
		1-3	河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	土砂災害による多数の死傷者の発生

				長期化に伴うものを含む)
			1-4	土砂災害による多数の死傷者の発生
			1-5	情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生
	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞
			2-2	被災地における医療機能の麻痺
			2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
			2-4	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命にかかわる物資・エネルギー供給の長期停止
			2-5	大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
			2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生
	3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下
	4	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	4-1	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能
			4-2	エネルギーの長期にわたる供給停止
			4-3	上下水道施設等の長期にわたる機能停止
			4-4	交通インフラの長期にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響
	5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断による経済活動の機能不全
			5-2	有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大
			5-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
			5-4	農地・森林等の被害による荒廃・多面的機能の低下
	6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
			1-5	情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生
			2-1	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命にかかわる物資・エネルギー供給の長期停止
	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-2	警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞
			2-3	大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
			2-4	被災地における医療機能の麻痺
			2-5	被災地における疫病・感染症の大規模発生
			2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下
	4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能
	5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断による経済活動の機能不全
			5-2	食料等の安定供給の停滞
	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	エネルギーの長期にわたる供給停止
			6-2	上水道等の長期にわたる供給停止
			6-3	污水处理施設等の長期にわたる機能停止
			6-4	交通インフラの長期にわたる機能停止
			6-5	防災インフラの長期にわたる機能不全
	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
			7-2	有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大
			7-3	農地・森林等の被害による荒廃
	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿	8-1	災害廃棄物の処理堤体による復旧・復興の大幅な遅れ
			8-2	復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョ

30		整備する	6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等の不足（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）、地域コミュニティの崩壊により復興できなくなる事態
			6-3	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
			6-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・喪失
			6-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		第3節 起きてはならない最悪の事態に対する脆弱性評価及び推進方針 26の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、本市における脆弱性の評価及びリスクシナリオを回避するための推進方針について、次のとおり定めています。 (略)		
		で復興できる条件を整備する		ンの欠如等により復興できなくなる事態
			8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・喪失
			8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		第3節 起きてはならない最悪の事態に対する脆弱性評価及び推進方針 27の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、本市における脆弱性の評価及びリスクシナリオを回避するための推進方針について、次のとおり定めています。 (略)		

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の見直し状況

現行

見直し

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1-1	地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生	1-1	地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生
1-2	津波・高潮による多数の死傷者の発生	1-2	津波・高潮による多数の死傷者の発生
1-3	河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生	1-3	河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
1-4	土砂災害による多数の死傷者の発生	1-4	土砂災害による多数の死傷者の発生
1-5	情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生	1-5	情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生
2-1	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	2-1	警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞
2-2	警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞	2-2	被災地における医療機能の麻痺
2-3	大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱	2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
2-4	被災地における医療機能の麻痺	2-4	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
2-5	被災地における疫病・感染症の大規模発生	2-5	大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3-1	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下	3-1	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下
4-1	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能	4-1	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能
5-1	サプライチェーンの寸断による経済活動の機能不全	4-2	エネルギーの長期にわたる供給停止
5-2	食料等の安定供給の停滞	4-3	上下水道施設等の長期にわたる機能停止
6-1	エネルギーの長期にわたる供給停止	4-4	交通インフラの長期にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響
6-2	上水道等の長期にわたる供給停止	5-1	サプライチェーンの寸断による経済活動の機能不全
6-3	污水处理施設等の長期にわたる機能停止	5-2	有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大
6-4	交通インフラの長期にわたる機能停止	5-3	食料等の安定供給の停滞に伴う市民生活・社会経済活動への甚大な影響
6-5	防災インフラの長期にわたる機能不全	5-4	農地・森林等の被害による荒廃・多面的機能の低下
7-1	ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
7-2	有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大	6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等の不足、地域コミュニティの崩壊により復興できなくなる事態
7-3	農地・森林等の被害による荒廃	6-3	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
8-1	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ	6-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
8-2	復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	6-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失		
8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		

→ 分割
→ 統合

福津市国土強靱化地域計画（改定版）リスクシナリオに対する脆弱性評価及び推進方針における検討項目一覧表

事前に備えるべき目標	番号	分野及び施策方針 起きてはならない最悪の事態(概要)	施策方針							
			共育	地域自治	健康	安全安心	環境保全	地域産業	観光振興	基本的な考え方
あらゆる自然災害に起因する直接死を最大限防ぐ	1-1	地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生	適切な教育施設の整備・改修 児童福祉施設の適切な維持改修		社会福祉施設の整備・改修	空家対策・居住環境の整備 土地利用促進と都市計画区域の整備 適切な公共施設の整備・改修 公園の維持管理・整備 道路・橋梁の整備・維持管理 ハザードマップの作成・更新				
	1-2	津波・高潮による多数の死傷者の発生				防災行政無線等による迅速な伝達 ハザードマップの作成・更新	海岸松林の保全	堤防・防波堤等の適切な管理		
	1-3	河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）				河川等の適切な維持管理 ため池等の適切な維持管理・改修 内水氾濫対策の実施 流域治水による横断的取り組み ハザードマップの作成・更新 水防体制の強化 消防団の充実 非常用電源等の適切な維持管理 備蓄倉庫等の適切な維持管理 物資集配拠点・ヘリポート等の指定		農水産業施設の適切な維持管理・改修 ため池の適切な維持管理・改修		
	1-4	土砂災害による多数の死傷者の発生				急傾斜地等への対策 開発行為等に対する適切な指導 ハザードマップの作成・更新	里山の保全			
	1-5	情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生	防災教育の実施			関係機関等からの迅速な情報収集 平常時からの情報発信手段の構築 防災行政無線等による迅速な伝達 自助・共助・公助による備蓄の推進 防災教育・避難訓練の実施 個別避難計画の作成の促進 地域支え合い制度の推進 外国人への防災知識の普及 狭あい道路整備・歩道拡幅				
救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞				消防本部の充実 消防団の充実 自主防災組織・防災リーダーの育成 救急医療提供体制の確保				
	2-2	被災地における医療機能の麻痺			迅速な応急医療等提供体制の確保					
	2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	適切な教育施設の整備・改修			避難所等の衛生環境の整備の促進 福祉避難所の設置及び衛生環境の整備 避難所運営マニュアルの整備・更新				
	2-4	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	給食施設の適切な維持改修			自助・共助・公助による備蓄の推進 食料等の供給・輸送手段の確保 応急給水体制の構築 道路の適切な維持管理				
	2-5	大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱				一時避難所の確保の検討				
	2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生			平常時からの感染症予防の推進 避難所における隔離方法の検討					
必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下				災対本部設置施設の適切な整備・回収 行政業務継続のための体制整備 市外受援体制の構築				基幹系システム等の機能強化及び冗長化
情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	4-1	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能				平常時からの情報発信手段の構築				
	4-2	エネルギーの長期にわたる供給停止				ライフライン事業者の復旧支援				
	4-3	上下水道施設等の長期にわたる機能停止				水道施設の適切な維持管理・整備 下水道施設の適切な維持管理・整備 し尿処理施設の適切な維持管理・整備 合併浄化槽の設置推進 業務継続計画に基づく体制整備 機能不全時の関係機関との連携	し尿処理施設及び生活排水施設の適切な管理・整備			
	4-4	交通インフラの長期にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響				狭あい道路整備・歩道拡幅 道路・橋梁の整備・維持管理				
経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断による経済活動の機能不全				商工会と連携した事業者への業務継続計画作成支援				
	5-2	有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大				県等関係機関との連絡体制の構築 消防本部による巡視指導				
	5-3	食料等の安定供給の停滞に伴う市民生活・社会経済活動への甚大な影響						堤防・防波堤等の適切な管理 河川等の適切な維持管理 農水産業施設の適切な維持管理・改修 ため池の適切な維持管理・改修		
	5-4	農地・森林等の被害による荒廃・多面的機能の低下					森林・林道の保全管理	農地の適切な保全管理の支援・指導		
社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態		郷づくり・自治会活動の支援		職員を対象とした防災研修の実施 職員の防災知識・技術の向上 受援体制の構築 関係団体等との応急協力体制の構築				
	6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等の不足、地域コミュニティの崩壊により復興できなくなる事態		ボランティア活動環境の整備 郷づくり・自治会活動の支援		職員を対象とした防災研修の実施 職員の防災知識・技術の向上 受援体制の構築 関係団体等との応急協力体制の構築				
	6-3	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ				災害廃棄物処理体制の構築 関係機関との連携				
	6-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失		郷づくり・自治会活動の支援			文化財の適切な補修・整備			
	6-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態				迅速な応急仮設住宅建設体制の構築 公営住宅の空き状況の把握体制構築				